

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成23年 6 月
(第 1 回訂正分)

株式会社モルフォ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年 6 月30日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成23年 6 月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 240,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成23年 6 月29日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し145,400株（引受人の買取引受けによる売出し95,400株・オーバーアロットメントによる売出し50,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成23年6月15日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成23年7月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成23年6月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,742.5円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「226,320,000」を「237,360,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「226,320,000」を「237,360,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（2,050円～2,250円）の平均価格（2,150円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は516,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,742.5」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,050円以上2,250円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年7月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①独自性のある高い技術力を背景に、競争優位性を確保している。

②国内外のスマートフォンやデジタルカメラへの需要拡大が期待できる。

③ソフトウェア業界は、常に新しい技術が誕生するため、技術の陳腐化が懸念される。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した

結果、仮条件は2,050円から2,250円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額 (1,742.5円) 及び平成23年7月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額 (1,742.5円) を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村証券株式会社189,900、SMB C日興証券株式会社26,800、高木証券株式会社10,000、極東証券株式会社6,700、松井証券株式会社3,300、SMB Cフレンド証券株式会社3,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日(平成23年7月8日)に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- (注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「452,640,000」を「474,720,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄：「445,640,000」を「467,720,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,050円~2,250円)の平均価格(2,150円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額467,720千円については、独自の画像処理技術やアルゴリズムによる新たな技術や製品の創出等に係る研究開発に全額充当する予定であります。研究開発の内容は、①新たな基盤技術の創出、②新たに創出した基盤技術を応用したソフトウェア製品の開発、③既存ソフトウェア製品のバージョンアップ、④既存技術を応用した新たな製品の開発等であり、平成23年10月期に79,000千円を、平成24年10月期に残額を充当する予定であります。なお、上述①から④の各研究開発への支出金額の内訳は現時点において決定しておりません。

当社の属するソフトウェア業界は、事業環境の変化及び技術革新の速度が著しい環境にあります。このような環境のもと、他社に先駆けて幅広い市場に付加価値の高い製品を提供するためには機動的な研究開発活動を行う必要があります。当社では、各時点における入手可能な情報をもとに、環境の変化等に柔軟に対応しながら具体的な配分を決定する方針であります。

- (注) 「1 新規発行株式」の(注) 3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限98,900千円については、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融資産で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「195,570,000」を「205,110,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「195,570,000」を「205,110,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（2,050円～2,250円）の平均価格（2,150円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「102,500,000」を「107,500,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「102,500,000」を「107,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,050円～2,250円）の平均価格（2,150円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である平賀 督基（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年6月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,742.5円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成23年8月16日（火）

（注） 割当価格は、平成23年7月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成23年6月



Morpho, Inc.

株式会社モルフォ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式418,200千円（見込額）の募集及び株式195,570千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）並びに株式102,500千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成23年6月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社モルフォ

東京都文京区本郷七丁目3番1号

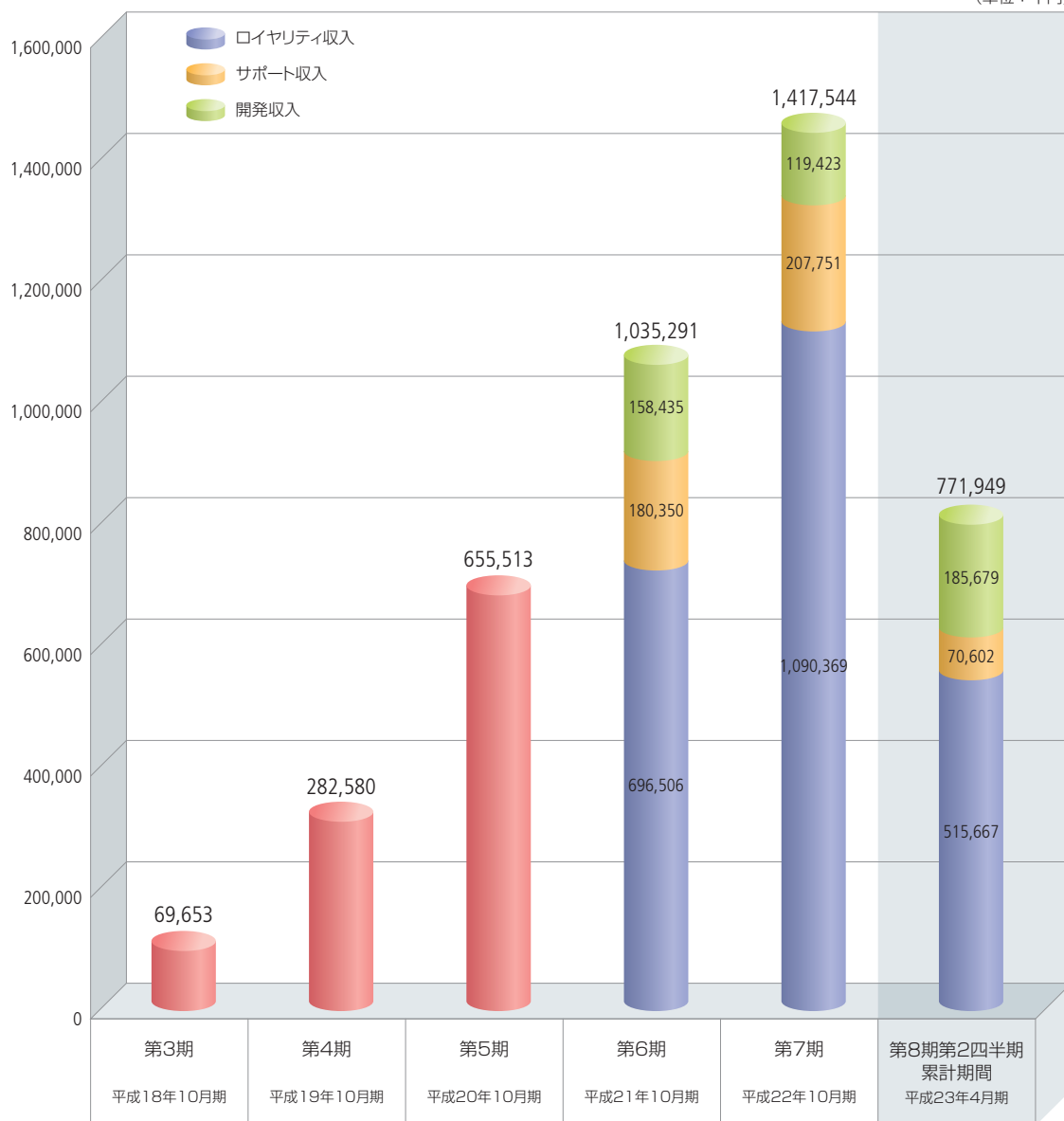
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社は、画像処理技術を用いて開発した各種ソフトウェアに係るソフトウェア・ライセンス事業を行っております。ソフトウェア・ライセンス事業の売上高は、①ロイヤリティ収入、②サポート収入、③開発収入で構成されております。

■ 売上高構成

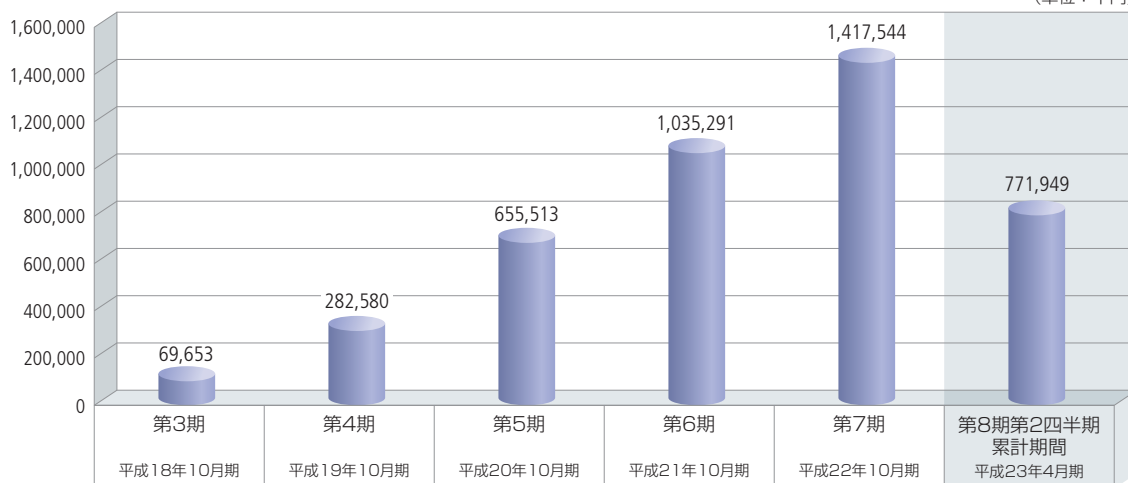
(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

■ 売上高

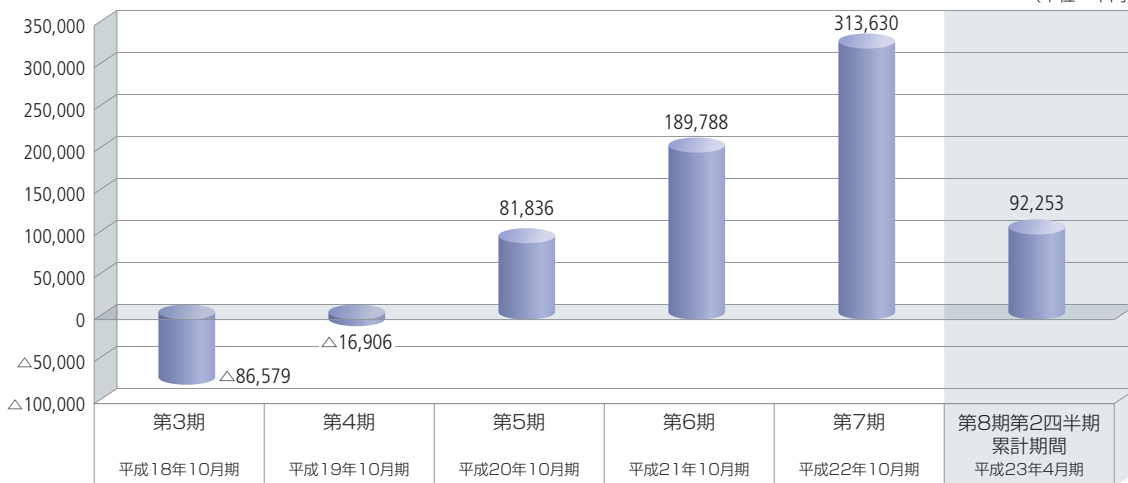
(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

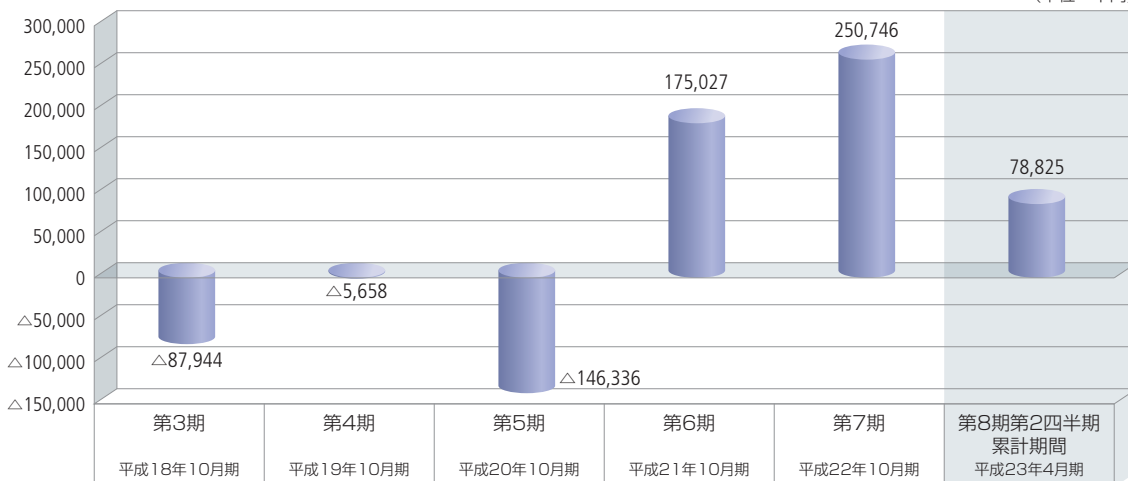
■ 営業利益又は営業損失(△)

(単位：千円)



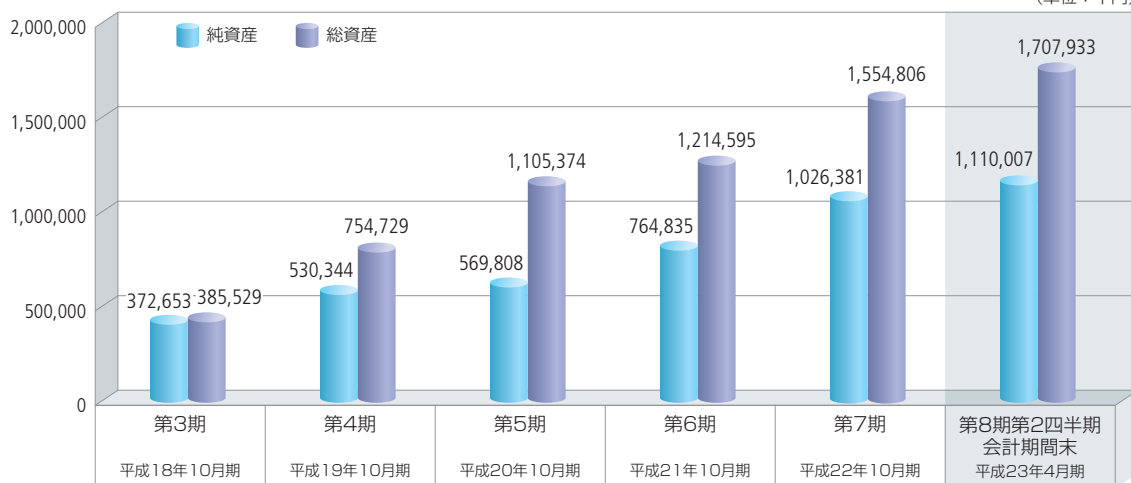
■ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



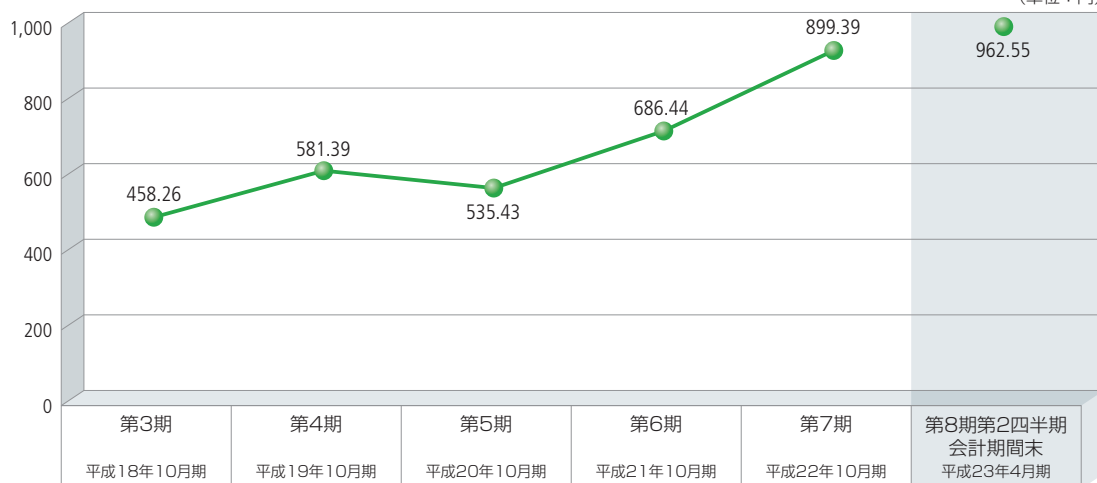
■ 純資産額／総資産額

(単位：千円)



■ 1株当たり純資産額

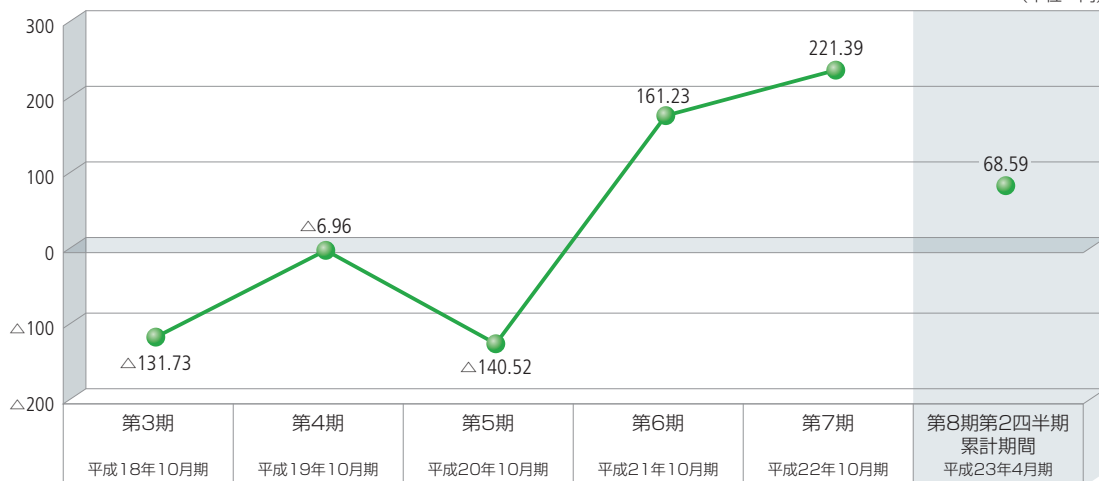
(単位：円)



(注) 当社は平成23年5月1日付で株式1株につき200株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 当社は平成23年5月1日付で株式1株につき200株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

3. 事業の内容

当社は、デジタル画像処理技術の研究を行ってきた東京大学出身の技術者達を中心に、平成16年5月に設立した研究開発先行型ベンチャー企業であります。コンピューターサイエンスは実学であるという信念のもと、最先端の研究を理論で終わらせるのではなく、社会のニーズにいかに対応させて、世の中に貢献させられるかを常に追究していくことが私たちの使命であります。独自技術の研究開発及び製品開発をすることにより、デジタル画像、そして映像産業の新時代を築き上げることを目指しております。

当社では、携帯電話やデジタルカメラ等の組み込み機器をはじめとして、様々なプラットフォームにおいて画像を認知、処理、そして表現する、これら一連のプロセスを通して、効率的且つ高品質な次世代のデジタル画像処理フレームワークを提供することにより、デファクト・スタンダードとなることを志向してまいります。



当社は、画像処理を用いて開発した各種ソフトウェアに係るソフトウェア・ライセンス事業を行っております。以下において、当該事業における(1)ソフトウェア製品について、(2)収益構造について、(3)知的財産戦略について、それぞれ記載いたします。

(1) ソフトウェア製品について

人間の五感の中で視覚は重要な入力インターフェースであり、「産業教育機器システム便覧」によれば人間の情報処理の80%は視覚情報に依存していると言われております。近年のネットワーク及びデジタル技術の発展と、デジタルカメラやカメラ付携帯電話等の普及によって、この視覚情報処理を取り巻く環境が急激に変化してきました。自分自身の目とは異なる第2の目として、誰もが何処でも画像を撮影し、保存し、編集し、共有することが可能となり、新たなライフスタイルとそれを現実にするための技術開発が求められていると判断しております。

当社は、設立以来、デジタル画像に関する高度なアルゴリズムを創出すべく研究開発を行い、最先端の画像処理技術を駆使した各種ソフトウェアを製品化してまいりました。現在の当社の技術及び製品の優位性は、機能を全てソフトウェアで実現しているため余計な容積を必要とせず壊れにくく、且つ消費電力が少ないという点であると考えております。

当社がこれまでに製品化したソフトウェアは17製品となりますが、主なソフトウェア製品及びその機能の概要は、以下のとおりであります。

ソフトウェア製品名 (技術 (機能))	ソフトウェア (製品) の概要
フォトソリッド PhotoSolid® (静止画手ブレ補正) (被写体ブレ補正)	動き検出エンジン「SOFTGYRO® (ソフトジャイロ)※」を利用したソフトウェアによる静止画手ブレ補正技術です。カメラで撮影する際の横ブレ、縦ブレ、前後のブレ、横の回転ブレ、上下方向の回転ブレ、光軸まわりの回転ブレなど6自由度に対応した手ブレ補正を行います。  「手ブレ」した写真例  PhotoSolidにより手ブレ補正された写真例
イメージサーフ ImageSurf® (画像高速表示)	携帯電話に保存されている写真を素早く表示することを目的にした技術です。従来の技術では高解像度の写真、画像を表示させる際、圧縮されている画像をすべて解凍してから表示していたのに対し、当該技術は圧縮されている画像の表示に必要な部分のみを解凍するため、画像を高速で表示することが可能となりました。

ソフトウェア製品名 (技術 (機能))	ソフトウェア (製品) の概要
フレームソリッド FrameSolid® (フレーム補間)	滑らかな動画再生を目的に低フレームレート映像の中間画像を生成して、動画を滑らかに再生する技術です。例えば、ワンセグTV放送等の毎秒15フレームの動画から中間画像を生成して毎秒60フレームにするなどの技術です。画像内の動きを検出し、動きに応じた中間画像をリアルタイムに作り出すことで、ワンセグTV放送等をよりなめらかに自然な見え方にすることが可能です。
フォトスカウター PhotoScouter® (シーン自動認識)	撮影シーンや被写体を自動的に認識し、最適な撮影モードや設定への切り替えを目的にした技術です。当該技術では、QRコードを識別して自動的に読取機能に切り替えます。QRコードのほかにも、名刺読取機能や、人物・風景・料理などが被写体の場合の最適な撮影設定への切り替えも可能にしています。
ムービーソリッド MovieSolid® (動画手ブレ補正)	独自の動き検出エンジン「SOFTGYRO®」による4自由度の手ブレ補正をリアルタイムに実現した動画手ブレ補正技術です。縦方向／横方向の動きに加えて、光軸まわりの回転や前後方向の手ブレ補正を行います。
フェイスソリッド FaceSolid® (顔検出)	人物の顔を自動的に検出し追尾する技術です。また、逆光補正及び笑顔検出機能を備えております。なお、笑顔は目などの位置情報から笑顔の度合いを数値的に計り判定します。
ノイズワイパー NoiseWiper® (ノイズ除去)	カメラセンサーのノイズを除去する技術です。当該技術は、欠陥画像の判定を目的に、ローデータ(センサーから直接入手するデータ)に対して直接画像処理します。また、エッジを検出することにより低周波のノイズを除去することができます。
トラックソリッド TrackSolid® (被写体自動追尾)	指定した特定の被写体にフォーカスを合わせ、その被写体があってもフォーカスを合わせ続ける自動追尾機能を実現した技術です。

※SOFTGYRO (ソフトジャイロ) について

SOFTGYROは、多重解像度を用いた画像マッチング技術に、当社独自の信頼度や相関度に係る処理を導入した動きベクトル演算プログラムです。従来の動き検出技術に比べて正確性と低計算量の面に優れ、例えば、手ぶれ補正で用いられるジャイロセンサー等のハードウェア構成を省略し、各種端末機器の小容量化・低消費電力化・ローコスト化の実現を可能にするなど、多くの用途で有効性を発揮します。

第6期ソフトウェア製品別の売上構成



第7期ソフトウェア製品別の売上構成



(2) 収益構造について

当社は、国内外の携帯電話端末市場を中心にソフトウェア・ライセンス事業を営んでおります。

当該事業が単一事業であるため事業の種類別セグメント情報の記載をしておりませんが、事業の売上高は、

- ①ロイヤリティ収入、②サポート収入、③開発収入で区分されます。当社の収益構成の概要は以下のとおりであります。

①ロイヤリティ収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社が独自に開発した複数のソフトウェア製品を商用目的で頒布・利用することを許諾して、主に当社の製品が搭載された携帯端末機器等の出荷台数に応じたライセンス料を収受する収入であります。

当該収入は、当社単独または他社と連携しながら、契約主体は当社と利用許諾先との間の直接取引としております。またライセンス料の収受方法は、出荷数実績に応じて収受する方式と、契約締結時に最低保証料として一定額を一括収受し、以降は出荷実績に応じて収受する方式に大別されます。

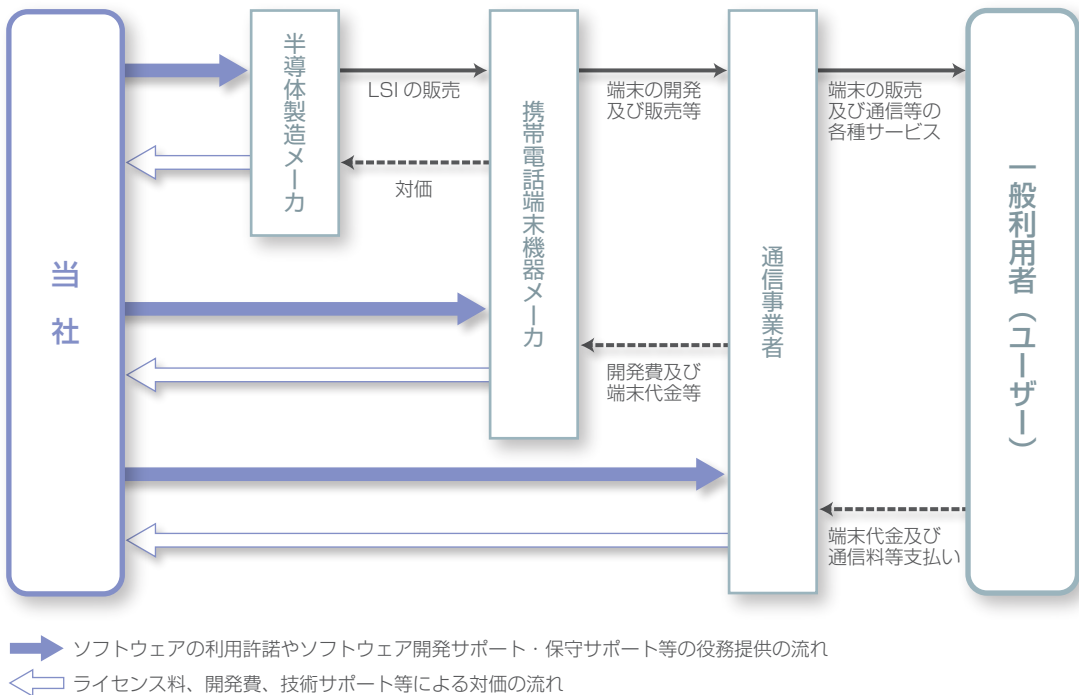
②サポート収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社ソフトウェア製品の利用を許諾することを前提とした当社製品の携帯端末等への実装（ポーティング）支援等を行う開発サポート収入と、当社ソフトウェア製品を利用許諾した後に、一定期間の技術的なサポートを提供する保守サポート収入とに区分されます。

③開発収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等が試作機等へ実装し技術的な評価等を行う場合に、当社技術や製品の利用範囲を限定して当社の標準的な画像処理エンジンを提供する収入や、新たな技術や製品・サービスを創出する際に、通信事業者等の仕様により研究又は開発を請け負う収入であります。後者については、成果物の権利を双方で共有することができ、一定の条件を満たせば当社が単独でライセンスビジネスを行うことができます。その他、これまで蓄積したノウハウをもとに通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等の個別要求（仕様）に応じた開発等を受託する収入があります。

【事業系統図】



(3) 知的財産戦略について

当社は研究開発先行型の企業として、既存の技術とは一線を画す新たな技術を世に送り出すことを社業の礎としております。新規性のある独自技術の保護及び当社の活動領域の確保のために、独自の技術分野については、他社に先立って特許権の取得、活用・保護をすすめていく方針であります。具体的には、事業全体の価値向上に寄与する特許権の取得を推進し、潜在的資産価値の最大化に向けて積極的に取り組むとともに、知的財産権の調査においては他社知的財産権の侵害を回避し、安定・継続した事業の推進に寄与してまいります。

以上のような取組みの結果、当社は設立以来これまでに15件の特許を国内外で出願しております。この内、特許権として権利化されたものは国内では6件、海外では米国が2件、欧州が1件となっております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 業績等の概要	21
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 対処すべき課題	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	31
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	51
4. 株価の推移	51
5. 役員の状況	52
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	54

第5	経理の状況	59
1.	財務諸表等	60
(1)	財務諸表	60
(2)	主な資産及び負債の内容	95
(3)	その他	96
第6	提出会社の株式事務の概要	97
第7	提出会社の参考情報	98
1.	提出会社の親会社等の情報	98
2.	その他の参考情報	98
第四部	株式公開情報	99
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	99
第2	第三者割当等の概況	103
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	103
2.	取得者の概況	105
3.	取得者の株式等の移動状況	108
第3	株主の状況	109
	[監査報告書]	112

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月15日
【会社名】	株式会社モルフォ
【英訳名】	Morpho, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平賀 督基
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷七丁目3番1号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目6番1号 飯田橋ファーストタワー31階(本社)
【電話番号】	03-5805-3975(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松平 史生
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 418,200,000円 売出金額 (引受人の買取引受けによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 195,570,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 102,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	240,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。

（注）1. 平成23年6月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成23年6月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成23年6月15日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成23年7月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成23年6月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	240,000	418,200,000	226,320,000
計（総発行株式）	240,000	418,200,000	226,320,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成23年6月15日開催の取締役会決議に基づき、平成23年7月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,050円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は492,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成23年 7月12日(火) 至 平成23年 7月15日(金)	未定 (注) 4.	平成23年 7月20日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成23年6月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年7月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成23年6月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成23年7月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成23年6月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成23年7月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成23年7月21日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成23年7月1日から平成23年7月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 春日町支店	東京都文京区小石川一丁目1番19号
株式会社みずほ銀行 本郷支店	東京都文京区本郷三丁目34番3号
株式会社りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成23年7月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
計	—	240,000	—

(注) 1. 平成23年6月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成23年7月8日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
452,640,000	7,000,000	445,640,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,050円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額445,640千円については、独自の画像処理技術やアルゴリズムによる新たな技術や製品の創出等に係る研究開発に全額充当する予定であります。研究開発の内容は、①新たな基盤技術の創出、②新たに創出した基盤技術を応用したソフトウェア製品の開発、③既存ソフトウェア製品のバージョンアップ、④既存技術を応用した新たな製品の開発等であり、平成23年10月期に79,000千円を、平成24年10月期に残額を充当する予定であります。なお、上述①から④の各研究開発への支出金額の内訳は現時点において決定しておりません。

当社の属するソフトウェア業界は、事業環境の変化及び技術革新の速度が著しい環境にあります。このような環境のもと、他社に先駆けて幅広い市場に付加価値の高い製品を提供するためには機動的な研究開発活動を行う必要があります。当社では、各時点における入手可能な情報をもとに、環境の変化等に柔軟に対応しながら具体的な配分を決定する方針であります。

- (注) 「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限94,300千円については、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融資産で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成23年7月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	95,400	195,570,000	東京都港区赤坂1-7-1 株式会社ドコモ・ドットコム 46,000株 神奈川県川崎市中原区下沼部1753 NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社 38,400株 大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6 株式会社メガチップス 11,000株
計(総売出株式)	—	95,400	195,570,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受けによる売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,050円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成23年 7月12日(火) 至 平成23年 7月15日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁 目9番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成23年7月8日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受けによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏 名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	102,500,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社
計(総売出株式)	—	50,000	102,500,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成23年6月15日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,050円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成23年 7月12日(火) 至 平成23年 7月15日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式会 社の本店及び全国各 支店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である平賀 督基（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年6月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成23年8月16日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成23年6月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成23年7月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成23年7月21日から平成23年8月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、貸株人である平賀 督基、売出人である株式会社ドコモ・ドットコム、NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社及び株式会社メガチップス並びに当社株主または新株予約権者であるユーテック一号投資事業有限責任組合、羽深 兼介、Nokia Growth Partners II, L.P.、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、高井 正美、染谷 謙太郎、パナソニック株式会社、NTTファイナンス株式会社、保志 健一、高尾 慶二、川島 俊之、松平 史生、佐藤 裕輔、加賀電子株式会社、ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル株式会社、能勢 征児、上原 将人及び野村證券株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成23年10月18日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式もしくは新株予約権の売却（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成23年6月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月
売上高 (千円)	69,653	282,580	655,513	1,035,291	1,417,544
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△88,847	△1,613	70,238	189,364	307,454
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△87,944	△5,658	△146,336	175,027	250,746
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	298,530	380,205	473,105	483,105	488,505
発行済株式総数 (株)	4,066	4,561	5,321	5,571	5,706
純資産額 (千円)	372,653	530,344	569,808	764,835	1,026,381
総資産額 (千円)	385,529	754,729	1,105,374	1,214,595	1,554,806
1株当たり純資産額 (円)	91,651.04	116,278.15	107,086.65	137,288.75	179,877.62
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△26,346.35	△1,391.32	△28,103.82	32,245.31	44,277.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	96.7	70.3	51.5	63.0	66.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	26.2	28.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	87,611	245,145
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△89,808	△91,934
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	4,870	△5,160
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	762,075	900,885
従業員数 (人)	10	17	27	47	63
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(1)	(—)	(1)	(2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第7期の期末以降、新株予約権の行使及び株式分割(株式1株につき200株)が行われ、発行済株式総数は1,153,200株となっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第3期、第4期及び第5期については1株当たり当期純損失が計上されているため、第6期、第7期については当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第3期、第4期及び第5期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 第3期、第4期及び第5期の損益の主な変動要因は次のとおりであります。

第3期 携帯電話端末機器メーカーとの間で当社製品の利用許諾契約が締結されたことにより収益獲得機会が増加しましたが、先行投資的な研究開発投資等の固定費も増加しており、経常損失及び当期純損失を計上しております。
第4期 当社技術及び製品を早期に市場浸透させるために当社単独の営業活動に加え、他社経由での営業活動を並行して行った結果、増収となりました。しかしながら、事業規模の拡大に備えた体制整備等により固定費が増加し、引続き経常損失及び当期純損失を計上しております。

第5期 当社製品が携帯電話端末に広く搭載されるようになり、ロイヤリティ収入が増加し、また通信事業者との共同研究や共同開発による収入も加わったため大幅な増収となりました。しかしながら、最低保証額として対価を一括收受するロイヤリティ収入の契約形態は、会計上と税務上とで収益認識時期が相違するため、法人税等を多額に計上したことにより当期純損失を計上しております。

9. 第6期及び第7期の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表に関しては、同規定に基づく監査は受けておりません。
10. 当社は平成23年5月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、遡及修正の数値のうち、第3期、第4期及び第5期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月
1株当たり純資産額	(円)	458.26	581.39	535.43	686.44	899.39
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△131.73	△6.96	△140.52	161.23	221.39
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

年月	事項
平成16年5月	東京都港区南青山に株式会社モルフオを設立
平成16年9月	本社を東京大学本郷キャンパス内（東京都文京区本郷）に移転
平成16年12月	静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid®」、動画手ブレ補正技術「MovieSolid®」を発表
平成17年11月	本社を東京都文京区白山に移転
平成18年4月	パノラマ撮影技術「QuickPanorama®」を発表
平成18年6月	国内携帯電話端末機器メーカーに静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の提供を開始
平成18年11月	国内携帯電話端末機器メーカーに動画手ブレ補正技術「MovieSolid」の提供を開始
平成18年12月	海外携帯電話端末機器メーカーにパノラマ撮影技術「QuickPanorama」の提供を開始
平成19年3月	国内携帯電話端末機器メーカーにパノラマ撮影技術「QuickPanorama」の提供を開始
平成19年10月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で業務資本提携
平成19年11月	本社を東京大学本郷キャンパス内（東京都文京区本郷）に移転
平成20年6月	国内通信事業者の統合プラットフォーム向けにフレーム補間技術「FrameSolid®」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに顔検出ソフトウェア「FaceSolid®」の提供を開始
平成20年11月	国内携帯電話端末機器メーカーに画像高速表示技術「ImageSurf®」の提供を開始 国内半導体製造メーカーにデジタル画像ノイズ除去ソフトウェア「NoiseWiper®」の提供を開始 海外携帯電話端末機器メーカーに静止画及び動画手ブレ補正技術「PhotoSolid」「MovieSolid」の提供を開始
平成21年1月	国内携帯電話端末機器メーカーに撮影シーン自動判定技術「PhotoScouter®」の提供を開始
平成21年6月	国内携帯電話端末機器メーカーに被写体自動追尾技術「TrackSolid®」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに連写画像合成技術「StroboPhoto®」の提供を開始
平成21年9月	国内通信事業者に画像エフェクト技術「Morpho Effect Library™」提供を開始
平成21年12月	静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の搭載ライセンス数が5,000万ライセンスを突破 国内通信事業者にスライドショームービー生成技術「Morpho Slideshow™」の提供を開始
平成22年5月	ジェスチャー認識技術「Morpho Gesture Control™」を製品化
平成22年7月	国内携帯電話端末機器メーカーに動きベクトル解析技術「Morpho Motion Sensor™」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに最適画像抽出技術「Morpho Smart Select™」の提供を開始 当社ソフトウェア製品の累計ライセンス数が2億ライセンスを突破
平成22年9月	国内デジタルカメラメーカーに静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の提供を開始
平成22年11月	3Dステレオ画像撮像技術「Morpho Slide 3D™」を製品化 3Dパノラマ画像生成技術「Morpho Panorama 3D™」を製品化
平成22年12月	国内携帯電話端末機器メーカーに3Dステレオ画像撮像技術「Morpho Slide 3D」の提供を開始
平成23年2月	本社機能を東京都文京区後楽に移転

3 【事業の内容】

当社は、デジタル画像処理技術の研究を行ってきた東京大学出身の技術者達を中心に、平成16年5月に設立した研究開発先行型ベンチャー企業であります。コンピューターサイエンスは実学であるという信念のもと、最先端の研究を理論で終わらせるのではなく、社会のニーズにいかに対応させて、世の中に貢献させられるかを常に追究していくことが私たちの使命であります。独自技術の研究開発及び製品開発をすることにより、デジタル画像、そして映像産業の新時代を築き上げることを目指しております。

当社では、携帯電話やデジタルカメラ等の組み込み機器をはじめとして、様々なプラットフォームにおいて画像を認知、処理、そして表現する、これら一連のプロセスを通して、効率的且つ高品質な次世代のデジタル画像処理フレームワークを提供することにより、デファクト・スタンダードとなることを志向してまいります。

(1) ソフトウェア製品について

人間の五感の中で視覚は重要な入力インターフェースであり、「産業教育機器システム便覧」によれば人間の情報処理の80%は視覚情報に依存していると言われております。近年のネットワーク及びデジタル技術の発展と、デジタルカメラやカメラ付携帯電話等の普及によって、この視覚情報処理を取り巻く環境が急激に変化してきました。自分自身の目とは異なる第2の目として、誰もが何処でも画像を撮影し、保存し、編集し、共有することが可能となり、新たなライフスタイルとそれを現実にするための技術開発が求められていると判断しております。

当社は、設立以来、デジタル画像に関する高度なアルゴリズムを創出すべく研究開発を行い、最先端の画像処理技術を駆使した各種ソフトウェアを製品化してまいりました。現在の当社の技術及び製品の優位性は、機能を全てソフトウェアで実現しているため余計な容積を必要とせず壊れにくく、且つ消費電力が少ないという点であると考えております。

当社がこれまでに製品化したソフトウェアは17製品となりますが、主なソフトウェア製品及びその機能の概要は、以下のとおりであります。

[製品ソフトウェア一覧]

ソフトウェア製品名 (技術 (機能))	ソフトウェア (製品) の概要
フォトソリッド PhotoSolid (静止画手ブレ補正) (被写体ブレ補正)	動き検出エンジン「SOFTGYRO® (ソフトジャイロ) ※」を利用したソフトウェアによる静止画手ブレ補正技術です。カメラで撮影する際の横ブレ、縦ブレ、前後のブレ、横の回転ブレ、上下方向の回転ブレ、光軸まわりの回転ブレなど6自由度※1、2に対応した手ブレ補正を行います。
イメージサーフ ImageSurf (画像高速表示)	携帯電話に保存されている写真を素早く表示することを目的にした技術です。従来の技術では高解像度の写真、画像を表示させる際、圧縮されている画像をすべて解凍してから表示していたのに対し、当該技術は圧縮されている画像の表示に必要な部分のみを解凍するため、画像を高速で表示することが可能となりました。
フレームソリッド FrameSolid (フレーム補間)	滑らかな動画再生を目的に低フレームレート映像※3の中間画像を生成して、動画を滑らかに再生する技術です。例えば、ワンセグTV放送※4等の毎秒15フレームの動画から中間画像を生成して毎秒60フレームにするなどの技術です。画像内の動きを検出し、動きに応じた中間画像をリアルタイムに作り出すことで、ワンセグTV放送等をよりなめらかで自然な見え方にする事が可能です。
フォトスカウター PhotoScouter (シーン自動認識)	撮影シーンや被写体を自動的に認識し、最適な撮影モードや設定への切り替えを目的にした技術です。当該技術では、QRコードを識別して自動的に読取機能に切り替えます。QRコードのほかにも、名刺読取機能や、人物・風景・料理などが被写体の場合の最適な撮影設定への切り替えも可能にしています。
ムービーソリッド MovieSolid (動画手ブレ補正)	独自の動き検出エンジン「SOFTGYRO®」による4自由度※5での手ブレ補正をリアルタイムに実現した動画手ブレ補正技術です。縦方向/横方向の動きに加えて、光軸まわりの回転や前後方向の手ブレ補正を行います。
フェイスソリッド FaceSolid (顔検出)	人物の顔を自動的に検出し追尾する技術です。また、逆光補正及び笑顔検出機能を備えております。なお、笑顔は目などの位置情報から笑顔の度合いを数値的に計り判定します。

ソフトウェア製品名 (技術 (機能))	ソフトウェア (製品) の概要
ノイズワイパー NoiseWiper (ノイズ除去)	カメラセンサーのノイズを除去する技術です。当該技術は、欠陥画像の判定を目的に、ローデータ (センサーから直接入手するデータ) に対して直接画像処理します。また、エッジを検出 ^{※6} することにより低周波のノイズを除去することができます。
トラックソリッド TrackSolid (被写体自動追尾)	指定した特定の被写体にフォーカスを合わせ、その被写体が動いてもフォーカスを合わせ続ける自動追尾機能を実現した技術です。

※ SOFTGYRO (ソフトジャイロ) について

SOFTGYROは、多重解像度化^{※7}を用いた画像マッチング技術に、当社独自の信頼度や相関度に係る処理を導入した動きベクトル演算プログラムです。従来の動き検出技術に比べて正確性と低計算量の面に優れ、例えば、手ぶれ補正で用いられるジャイロセンサ等のハードウェア構成を省略し、各種端末機器の小容量化・低消費電力化・ローコスト化の実現を可能にするなど、多くの用途で有効性を発揮します。

(2) 収益構造について

当社は、国内外の携帯電話端末市場を中心にソフトウェア・ライセンス事業を営んでおります。当該事業が単一事業であるため事業の種類別セグメント情報の記載をしておりますが、事業の売上高は①ロイヤリティ収入、②サポート収入、③開発収入で区分されます。当社の収益構成の概要は以下のとおりであります。

① ロイヤリティ収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社が独自に開発した複数のソフトウェア製品を商用目的で頒布・利用することを許諾して、主に当社の製品が搭載された携帯端末機器等の出荷台数に応じたライセンス料を収受する収入であります。

当該収入は、当社単独または他社と連携しながら、契約主体は当社と利用許諾先との間の直接取引としております。またライセンス料の収受方法は、出荷数実績に応じて収受する方式と、契約締結時に最低保証料として一定額を一括収受し、以降は出荷実績に応じて収受する方式に大別されます。

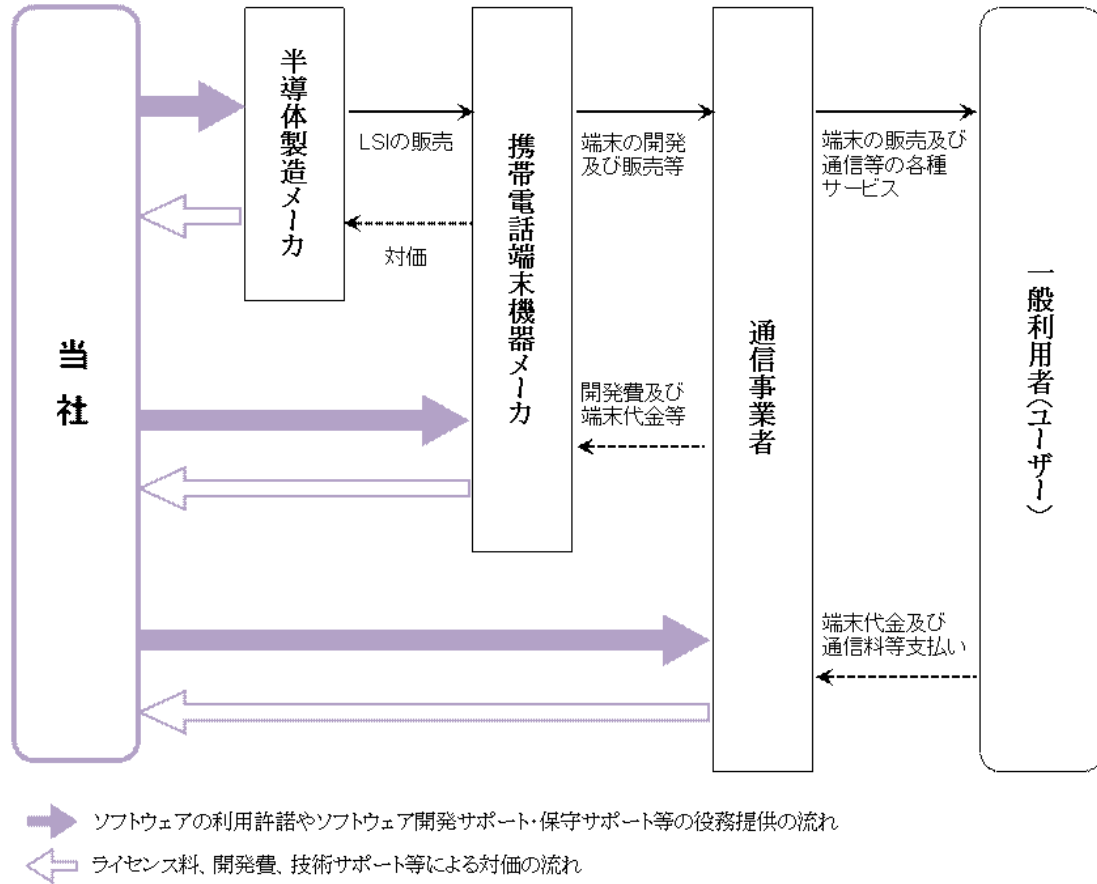
② サポート収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社ソフトウェア製品の利用を許諾することを前提とした当社製品の携帯端末等への実装 (ポーティング) 支援等を行う開発サポート収入と、当社ソフトウェア製品を利用許諾した後に、一定期間の技術的なサポートを提供する保守サポート収入とに区分されます。

③ 開発収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等が試作機等へ実装し技術的な評価等を行う場合に、当社技術や製品の利用範囲を限定して当社の標準的な画像処理エンジンを提供する収入や、新たな技術や製品・サービスを創出する際に、通信事業者等の仕様により研究又は開発を請け負う収入であります。後者については、成果物の権利を双方で共有することができ、一定の条件を満たせば当社が単独でライセンスビジネスを行うことができます。その他、これまで蓄積したノウハウをもとに通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等の個別要求 (仕様) に応じた開発等を受託する収入があります。

[ソフトウェア・ライセンス事業の系統図]



[当社の保有特許]

当社は設立以来これまでに15件の特許を国内外で出願しております。この内、特許権として権利化されたものは国内では6件、海外では米国が2件、欧州が1件となっております。

① 手ブレ補正ソフトウェア等に関する技術（国内）

特許番号：	3935500
発明の名称：	動きベクトル演算方法とこの方法を用いた手ぶれ補正装置、撮像装置、並びに動画生成装置
出願日：	平成17年1月14日
登録日：	平成19年3月30日
出願人：	株式会社モルフォ
発明の内容：	画像を多重解像度化したうえで、各点につき動きベクトルを算出。この動きベクトルは仮算出ステップ・スムージングステップを経て、正確なものを得る。低解像度の動きベクトルをもとに一階層上の動きベクトルを算出することで、最終的に比較画像間の正確な動きベクトルが得られる。特徴点を導入すれば計算量は削減できる。

特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願の状況

出願番号：	PCT / JP2005 / 000424
国際出願日：	平成17年1月14日（国際公開日：平成18年7月20日）
移行国：	米国、欧州、韓国、日本（日本国、欧州、米国は取得済み、韓国は許可通知発行）
出願人：	株式会社モルフォ
登録状況：	欧州 （登録日：平成22年9月15日、登録番号：EP1843294B1、登録国：独、仏、英） 米国 （登録日：平成22年12月7日、登録番号：US7847823B2）

② パノラマ画像生成ソフトウェアに関する技術（国内）

特 許 番 号 :	4377932
発 明 の 名 称 :	パノラマ画像生成装置及びプログラム
出 願 日 :	平成19年7月26日（公開日：平成21年2月12日）
登 録 日 :	平成21年9月18日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
発 明 の 内 容 :	複数の入力画像間の動きベクトルを計算し、重ね合わせることで、コンピューターに負荷をかけず、少ないメモリ容量で2次的に広がりをもった自然なパノラマ画像を生成する。

③ 静止画手ブレ補正ソフトウェアの機能向上に関する技術（国内）

特 許 番 号 :	4480760
発 明 の 名 称 :	画像データ処理方法及び画像処理装置
出 願 日 :	平成19年12月29日（公開日：平成21年7月23日）
登 録 日 :	平成22年3月26日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
発 明 の 内 容 :	静止画手ブレ補正ソフト「PhotoSolid」の従来機能に付加する機能にかかわる発明である。被写体ブレ補正及びアダプティブノイズリダクションを加えたもの。

④ 手ブレ補正ソフトウェアに関する技術（国内）

特 許 番 号 :	4620607
発 明 の 名 称 :	画像処理装置
出 願 日 :	平成18年2月24日（公開日：平成19年9月6日）
登 録 日 :	平成22年11月5日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
発 明 の 内 容 :	全範囲マッチングとブロックマッチングを使い分けて動きデータを算出し、精度の高い手ブレ補正を実現する。いわゆる静止画手ブレ補正ソフト「PhotoSolid」の機能にかかわる発明である。

パリ条約に基づく優先権を主張した対応海外出願の状況

出 願 番 号 :	米国：11/710016 欧州：7290244.8
優 先 日 :	平成18年2月24日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
登 録 状 況 :	米国：登録 （登録日：平成22年8月10日、登録番号：US7773819B2） 欧州：審査中

⑤ 静止画手ブレ補正ソフトウェアの機能向上に関する技術（国内）

特 許 番 号 :	4689687（出願番号：特願2008-018376）
発 明 の 名 称 :	撮像方法及び撮像装置
出 願 日 :	平成20年1月29日（公開日：平成21年8月13日）
登 録 日 :	平成23年2月25日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
発 明 の 内 容 :	フォーカルプレーン電子シャッター方式による撮影時の手ブレによる歪みをソフトウェアに補正する際のCPU負担を軽減し、低コストで良質な画像を生成する。

⑥低周波ノイズ除去ソフトウェアに関する技術（国内）

特 許 番 号 :	4727720 （出願番号：特願2008-335867）
発 明 の 名 称 :	画像処理方法及び画像処理装置
出 願 日 :	平成20年12月31日 （公開日：平成22年7月15日）
登 録 日 :	平成22年4月22日
出 願 人 :	株式会社モルフォ
発 明 の 内 容 :	デジタル画像のエッジ情報を保持しながら計算機に負荷をかけずに低周波ノイズを除去する。

上記②乃至⑥の発明については、パリ条約の優先権を主張して米国・欧州に対応出願を実施しております。

なお、何れに対応出願も公開はされているものの、④の対応米国出願を除き、現時点では未登録（平成23年5月31日現在）であります。

[用語解説]

※1. 自由度

相互に独立した移動方向及び回転軸の数を言います。

※2. 6自由度（6軸）

縦方向、横方向、前後方向の動きに加え、光軸まわり、横方向、上下方向の回転を言います。

※3. 低フレームレート映像

毎秒あたりの表示画像の枚数が少ない動画像を言います。

※4. ワンセグTV放送

地上デジタル放送で行われる携帯電話などの移動体向けの放送を言います。

※5. 4自由度（4軸）

前後方向の動きに加え、光軸まわり、横方向、上下方向の回転を言います。

※6. エッジを検出

特徴検出や特徴抽出の一種で、デジタル画像の明るさが不連続に変化している箇所を特定するアルゴリズムのことを言います。画像処理やコンピュータビジョンにおける専門用語として用いられています。

※7. 多重解像度化

画像データを周波数帯によって分解し、いくつかの解像度の異なる画像を作り出すことを言います。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
80（3）	37.29	1.99	7,459,399

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含まない。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数は最近1年間で21名増加しておりますが、新卒採用を実施したほか、事業規模の拡大により開発体制の強化、営業部門の拡充及び内部管理体制の充実を目的とした管理部門の増員によるものであります。
4. 当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

当事業年度における我が国経済は、アジア圏の新興国を中心とした景気拡大や国内の経済対策等の効果もあり、個人消費や企業収益は持ち直しているものの、厳しい雇用情勢と円高の急激な進行もあり、依然として予断を許さない状況で推移しました。また、海外では欧州を中心とする金融不安への警戒感や欧米での失業率の高止まりを背景とした景気の下振れ懸念は払拭されておらず、依然として厳しい状況で推移しております。

当社事業に関連する携帯電話端末市場においては、国内では端末出荷台数（社団法人 電子情報技術産業協会の「移動電話国内出荷統計」）は下げ止まりの傾向にあるものの、スマートフォンの市場参入が加速するなど環境変化が著しい状況であります。通信事業者各社は、オープンOSを搭載したスマートフォンの積極投入等により、ユーザーの獲得と2台目端末の需要の創出に向けて競争は激化しております。更に国内端末メーカ各社では、競争力を維持するために合従連衡が進み業界構造が大きく変化しております。加えて、新たな通信インフラ技術や新規事業者の参入などでサービスの多様化なども進行しており、今後は次世代ネットワークの商用サービス開始に向けた事業者間の競争は更に拍車がかかるものと思われまます。

一方、海外では、中国やインドなど高い経済成長を維持している諸外国を中心に、地方の通信インフラ整備が進んでおり新たな需要も生まれております。また、スマートフォンの販売拡大が牽引して販売台数は引き続き増加して推移しております。

このような環境のもと、当社におきましては、国内市場では既存の携帯電話端末市場における当社製品の搭載率を向上させるべく、カメラ機能を楽しむための機能や技術及び環境が整いつつある3D関連の技術、更にはモバイルブロードバンドの本格化に備えた対応など、新たな基盤技術及び製品の開発に取り組んでまいりました。また、新たな分野への営業及びマーケティング活動にも取り組んでおり、携帯電話端末市場以外の分野に対しても実績が出始めてまいりました。さらに海外市場では、前期に海外携帯電話端末機器メーカとの間で締結したライセンス契約による実績が着実に伸長してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、増収増益となりました。売上高は、国内の携帯電話端末を中心に当社製品の搭載実績が着実に伸長したことからロイヤリティ収入が増加し1,417,544千円（前年同期比36.9%増）となりました。営業損益につきましては、開発体制の強化等を目的とした積極的な人材の獲得及び先行投資的な開発投資を行ったため販売費及び一般管理費は増加しましたが、収益獲得機会の増大により賄うことができたことから313,630千円の営業利益（前年同期比65.3%増）、経常損益につきましては、円高の急激な進行により為替差損を計上したことに伴い、307,454千円の経常利益（前年同期比62.4%増）となりました。当期純損益につきましては、繰延税金資産が増加したことにより法人税等調整額を計上し、250,746千円の当期純利益（前年同期比43.3%増）となりました。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、景気低迷からの回復の兆しが見られ、企業収益についても回復基調にある中で、雇用情勢は高い失業率からの持ち直しの動きが見られる状況で推移しておりました。しかしながら、今回の東日本大震災の影響等により状況は一転し、景気全般の自律性の低下、サプライチェーンの一部混乱による生産活動の低下に加え、雇用情勢の悪化が懸念される状況になっております。先行きについては、大震災の影響に留意しつつ、生産活動が回復していくのに伴い、海外経済の改善や各種政策効果などにより景気は持ち直すことが期待されますが、電力供給の制約や原油価格の上昇などの影響により、景気が下振れするリスクが存在しております。一方、世界経済は全体として回復しており、引き続き回復が続くものと想定されます。

一方、当社の主要な事業領域である携帯電話端末市場においては、世界的にスマートフォンの出荷台数が大幅に増加し、市場全体を牽引しております。国内では、SIMロック解除による流通形態への影響は当面軽微で推移するとの見方がある一方で、従来型の携帯電話端末機器（フィーチャーフォン）からスマートフォンへの移行が顕著となり、各社戦略の中心に据えられる存在となりました。それに伴い、フィーチャーフォンの出荷台数は大幅な減少となりましたが、ネットワーク環境の充実と相まって通信機能を組み込んだ様々な機器が増加しており、ネットワークサービスを中心とした新たな事業機会が出現しております。海外では、国内よりも先行してスマートフォンが市場に浸透しており、出荷台数は引き続き増加傾向にあります。携帯電話端末機器メーカ各社はグローバル競争に突入し、国内市場でも海外端末メーカのシェア拡大が顕著となり業界順位に変動が起きております。

このような環境のもと、当社は独自の画像処理技術に関する各種研究開発等を推進してまいりました。特定のOSに依存しない研究開発に注力しつつ、スマートフォン市場の牽引役となったiPhoneに加えて、平成22年以降からはAndroid OS搭載端末が続々と発売され市場シェアを拡大させていることから、国内の携帯電話端末機器メーカを中心としてAndroid OS搭載端末向けに各種製品の開発案件を複数受注しました。また、モバイル通信の高速化によりネットワークサーバー上でのサービス事業者を顧客とした新たな事業機会を獲得するために、基盤技術の開発にも積極的に取り組んでおります。その中から顧客が展開するネットワークサービス向け試作開発等を獲得することができました。

一方、国内の出荷動向は昨年末までは前年と同水準にて推移していたものの、今年に入り急速に進展したスマートフォンへの移行によりフィーチャーフォンの端末在庫が一時的に滞留したこと等から端末出荷台数は大幅に減少しております。特にフィーチャーフォンの出荷台数の減少は、当社が推計した以上の速さで進行しており、携帯電話端末機器メーカー各社のスマートフォンへの移行がより鮮明になってまいりました。

また、カメラ等の撮像素子が高性能・高画素化し、加えて安価になっていることから、様々なデジタル機器にカメラ機能が搭載されるようになり、当社製品の利用用途は拡大傾向にあります。当社では、当社技術及び製品を広く普及させるためにハードウェアとの連携を図るべく既存技術のハードウェア化にも取り組んでまいりました。当社の中期的な戦略として、国内外のスマートフォンを中心とした携帯電話端末市場への製品提供を継続するほか、デジタルカメラ市場やデジタルテレビなどを始めとする情報家電市場への事業領域の拡大を重点施策に位置付けており、積極的な研究開発活動により徐々に実績を伴い始めております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績につきましては、売上高は771,949千円となりました。営業損益につきましては、92,253千円の営業利益、経常損益につきましては、89,468千円の経常利益となりました。四半期純損益につきましては、繰延税金負債が増加したことにより法人税等調整額を計上し、78,825千円の四半期純利益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ138,810千円増加し、900,885千円（前年同期比18.2%増）となりました。なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は245,145千円（前年同期比179.8%増）となりました。これは主に営業収入が順調に推移し、売掛債権が92,751千円増加した一方で、税引前当期純利益263,923千円及び減価償却費78,126千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は91,934千円（前年同期比2.4%増）となりました。これは主としてソフトウェア等の設備投資を行ったことに伴う有形固定資産の取得による支出21,487千円と無形固定資産の取得による支出70,446千円が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は5,160千円（前事業年度は4,870千円の収入）となりました。これは新株予約権の行使による10,800千円の収入及び借入金の返済による15,960千円の支出によるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ96,784千円増加し997,670千円となりました。なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、109,770千円となりました。これは主に営業収入が順調に推移し、税引前四半期純利益88,762千円、たな卸資産30,937千円及び減価償却費26,649千円を計上し、かつ売上債権が111,959千円減少した一方で、法人税等の支払が93,079千円発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、198,299千円となりました。これは主として本社機能移転を行ったことに伴う有形固定資産の取得による支出67,588千円とソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出40,017千円、及び本社機能移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出91,580千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、184,251千円となりました。これは主として本社機能移転のための借入金残高の増加181,861千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当事業年度及び当第2四半期累計期間の売上区分別の受注状況は、次のとおりであります。

事業収入の名称	第7期事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)				第8期第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
サポート収入	200,102	107.8	23,921	75.8	63,900	17,218
開発収入	168,136	101.5	67,913	353.7	136,644	18,900
合計	368,238	104.8	91,835	180.9	200,544	36,118

(3) 販売実績

①当事業年度及び当第2四半期累計期間の売上区分別の販売実績は、次のとおりであります。

事業収入の名称	第7期事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
ロイヤリティ収入	1,090,369	156.5	515,667
サポート収入	207,751	115.2	70,602
開発収入	119,423	75.4	185,679
合計	1,417,544	136.9	771,949

(注) 1. 最近2事業年度及び第8期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)		第7期事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
シャープ株式会社	253,813	24.5	356,334	25.1	201,335	26.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	276,896	26.7	319,666	22.6	170,420	22.1
NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社	135,533	13.1	137,037	9.7	101,428	13.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 日本電気株式会社は、同社が平成21年12月に設立したNECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に対して、平成22年5月1日付けで携帯電話端末部門に係る事業を承継しております。また、平成22年6月1日付けで株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズは、携帯電話事業の統合に伴い、NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されました。上記は、事業承継までの日本電気株式会社及び株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズの販売実績を含んでおります。

②主な製品別の販売実績は、次のとおりであります。

ソフトウェア製品名	第6期事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)		第7期事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
PhotoSolid	266,808	25.8	319,162	22.5	152,214	19.7
ImageSurf	125,223	12.1	267,330	18.9	179,285	23.2
FrameSolid	123,529	11.9	143,981	10.2	52,758	6.8
PhotoScouter	31,155	3.0	93,235	6.6	30,571	4.0
MovieSolid	64,562	6.2	92,808	6.5	50,502	6.5
FaceSolid	100,065	9.7	89,589	6.3	22,092	2.9
NoiseWiper	33,339	3.2	85,312	6.0	44,706	5.8
TrackSolid	43,556	4.2	83,006	5.9	43,814	5.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、「新たなイメージング・テクノロジーを創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現に貢献する」ことを理念としております。現在は、携帯電話端末市場が戦略的事業ドメインですが、国内市場では流通形態や事業構造の変化などにより事業環境は刻々と変化しております。海外市場では中国及びインドなど新興市場の伸びが著しく、景気低迷による一時的な需要の落ち込みはあったものの引続きマーケットを牽引し、市場規模は拡大傾向にあります。このような環境の下、当社では“モバイル端末向け画像処理技術のデファクト・スタンダードとなる”ことを中期経営目標に掲げており、顧客ニーズに適応した新たな技術開発及び製品開発に積極的に取り組んでまいります。これらを実現させるための当社が取り組むべき主要な課題等は、以下のとおりであります。

① 必要な人材の獲得等について

当社が属するソフトウェア業界は、常に革新的な技術・サービスが求められる業界であります。既存製品の機能向上はもとより、市場の技術革新に速やかに対応しながら、より先進的な技術を創出する必要があります。そのためには、高度かつ専門的な知識・技術を有した人材の確保と養成並びにその定着を図ることが重要であります。加えて、事業規模を拡大させるために最先端の技術動向及び市場ニーズを的確に捉えられる人材の確保も重要となります。更に、国内に加え海外にも販売先を拡大し当社製品及び技術を市場に浸透させて行くためには、デジタル画像分野や携帯端末機器分野、更には情報家電分野等に精通した専門知識及びスキルを有した優秀な人材の確保が重要であると考えております。

② 開発・技術サポート体制の確立について

当社は研究開発先行型のベンチャー企業です。技術開発の体制は、新たな技術開発及び製品開発並びに顧客の技術的サポートとなっております。当社製品への需要拡大を加速させ、それに対応した体制を構築するために、更なる体制の強化が必要となります。当社が今後拡充する人材については、主に中核である画像処理技術の機能向上と新たな基盤技術の発掘が可能な人材を獲得する方針であり、現行の技術的優位性を維持・向上させるための開発体制を構築してまいります。一方、中核技術以外の開発サポート等につきましては、外部協力者との連携を促進し、効果的な開発体制の構築に努める方針であります。

③ 知的財産権の確保等について

当社は研究開発先行型の企業として、既存の技術とは一線を画す新たな技術を世に送り出すことを社業の礎としております。ただIT・ソフトウェア分野においては、国内大手電気メーカーや欧米IT・ソフトウェア企業等各社が知的財産権の取得に積極的に取り組んでおり、当社の属する画像処理の分野も例外ではありません。新規性のある独自技術の保護及び当社の活動領域の確保のために、独自の技術分野については、他社に先立って特許権の取得、活用・保護をすすめていく方針であります。

当社では、専門的な知識（弁理士資格等）を有した社員を知的財産部門に配置し、技術部門との情報共有を密に図るとともに、他社の知的財産権の調査や出願手続き等の一部は外部パートナーを活用しながら適切に取り組んでまいります。具体的には、事業全体の価値向上に寄与する特許権の取得を推進し、潜在的資産価値の最大化に向けて積極的に取り組むとともに、知的財産権の調査においては他社知的財産権の侵害を回避し、安定・継続した事業の推進に寄与してまいります。

④ 国内市場への対応について

現在の当社は、携帯電話端末分野が主力市場ですが、国内市場では他国に比して特に高性能・高品質の製品が多く、依然として最先端の技術及び機能が求められる環境下にあります。他方、直近ではスマートフォンのシェアが急激に拡大し始めており事業環境に大きな変化が起こりつつあります。世界的にも急激に市場シェアを拡大しているスマートフォンの動向には引き続き注視する必要があります。当社では、従来から特定のOSに依存しない製品開発を行っており、この特性を活かした取り組みに注力しております。また通信仕様が高速化する中で事業機会も生まれており、大容量の画像データなどがネットワーク上に膨大に蓄積されることが想定されます。この新たな事業機会に対して当社は、積極的に事業領域を拡大させるべく取り組んでまいります。

当社は、最先端の研究成果を一般のソリューションとして広く実用化させることを目的としていることから技術、性能及び品質において、まず国内で早期に認知され高機能端末へ標準搭載されることが戦略的に重要なテーマとなります。また認知された技術は、いち早く中価格帯、低価格帯の端末へ浸透させることも重要となります。さらにオープンOS化への対応や今後急速に進展すると見込まれるクラウド化を視野に入れたサービス&ソリューション分野や情報家電分野に対しても有効な技術開発を推進し、画像処理分野におけるデファクト・スタンダードを目指して積極的に取り組んでまいります。

⑤ 海外市場への展開について

事業規模を拡大させるためには海外展開が戦略的に重要なテーマとなります。特に、欧米市場及びアジア市場での収益獲得機会を増大しなければなりません。そのためには、顧客ニーズを迅速に把握するための体制構築に加え、タイムロスを極小化させるための技術的なサポート体制を構築する必要があります。従いまして、海外拠点の設置や現地要員の確保等、インフラ及び体制の整備に取り組むとともに、並行して海外携帯電話端末機器メーカー等との幅広いネットワークを有したビジネスパートナーとの事業連携を構築することも重要となります。

当社では、国内市場での営業体制の強化とは別に、海外市場においても同業界に精通した人材を獲得し、海外営業に注力できる体制を構築してまいります。また、海外の顧客への技術的なサポートが可能な人材の確保にも注力してまいります。当面は、現地在住の社外協力者との良好な関係を構築することにより、当社独自の画像処理技術を世界規模で広く普及させるべく積極的に取り組んでまいります。

⑥ 新規事業領域への展開について

当社は、携帯端末機器分野に特化した技術開発及び製品開発を行っておりますが、当社技術の強みは画像処理に関連する幅広い分野に応用可能な点であると考えております。従いまして、当面は中期経営目標の達成に向けて携帯端末機器分野、デジタルカメラ分野、情報家電分野に対して経営資源を集中させます。昨今、カメラ等の撮像素子が高性能・高画素化し、加えて安価になっていることから様々なデジタル機器に搭載されるようになり、利用用途は拡大しています。当社では、様々な分野に当社技術及び製品を普及させるためにハードウェア化に取り組んでまいります。一方、長期的視点では、カメラデバイスの小型化、高性能化、低コスト化に加え、通信速度の高速化とクラウド化の進展も加わってカメラ機能と通信機能を有した各種商品やシステムが出現してくることを想定しています。これらの事業機会は、当社の成長戦略の基軸になるものと考えており、そのためにソフトウェアによる画像処理技術が優位性を発揮できる分野に対して積極的に研究開発等を推進していく方針であります。加えて、画像データから得られる各種情報を活用した新たな分野を創出し、積極的に事業領域の拡大を図っていく方針であります。

当社が中長期的に新たな事業ドメインとして検討している領域は以下のとおりであります。

- i) サービス&ソリューション分野※
- ii) デジタルカメラ分野
- iii) 情報家電分野

以上の分野を戦略的に重要なターゲットと位置付けて、限られた経営資源で効果的な営業活動と更なるマーケティング活動を実施し、段階的に新たな柱としていく方針であります。

※ サービス&ソリューション分野とは、高速化するネットワーク環境に適応した製品の提供、及び今後の市場規模拡大が見込まれるクラウドコンピューティング分野への製品の提供までを含む総称であります。

⑦ 内部管理体制の強化について

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査室による定期的モニタリングの実施と監査役や監査法人との良好な意思疎通を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に開示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 新技術及び新製品の開発に関するリスクについて

当社は、研究開発先行型のベンチャー企業であります。現在は携帯電話端末を中心とした技術及び製品を開発し、新たな付加価値を提供することにより、当社の技術的な信頼性及び認知度を高めながら事業規模の拡大に努めております。将来の成長は、技術的優位性の維持と、市場のニーズに適応した付加価値の高い製品の開発に依存します。

当社が属するソフトウェア業界は、常に新しい技術が誕生し、技術の陳腐化が早い事業環境にあるため、環境の変化に適応した革新的な技術やサービスが求められる業界であります。従いまして、急速な技術進歩に支えられた当業界においては、将来の成長可能性は常に不確実を伴っております。当社では、独自の画像処理技術を強みとして、新たな技術開発及び製品開発に取り組んでおりますが、①想定以上の急激な技術革新や開発スピードの早期化、②市場ニーズに適応しない製品の投入、③新製品等の市場への投入時期の遅れによる製品の陳腐化等の事象が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益構造について

① 利用許諾契約について

当社は、これまで培ったノウハウをもとに新技術を創出し実用的な製品を開発しております。現在は、主要な顧客である通信事業者、携帯電話端末機器メーカ、半導体製造メーカ等に対して当該製品の利用を許諾することによりロイヤリティ収入として売上高を計上しております。

当社の製品ラインナップは17製品（平成23年5月末現在）まで増加いたしました。中でも主要な製品は、静止画手ブレ補正ソフト「PhotoSolid」、画像高速表示ソフト「ImageSurf」、フレーム補間ソフト「FrameSolid」、シーン自動認識ソフト「PhotoScouter」、動画手ブレ補正ソフト「MovieSolid」などがあります。平成22年10月期のロイヤリティ収入は売上高全体の76.9%と高い構成比となっております。

現時点では、当社ソフトウェアは携帯電話端末市場において技術的優位性があり高い競争力を有しているものと考えておりますが、競合製品の台頭や代替技術の出現により、製品又は技術が陳腐化した場合には、収益の低下を招く可能性があります。当該事象が顕在化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② ロイヤリティ単価の変動について

ロイヤリティ収入の価格設定方法は、当社の対価基準を元に、顧客との間で協議して設定した出荷数見積りと利用期間をもとに設定されます。対価の受け取り方法は、出荷数実績に応じて收受する方式と、契約締結時に最低保証料として一定額を一括收受して以降は出荷実績に応じて收受する方式に大別されます。

当社の属するソフトウェア業界では、急速な技術進歩により市場規模を拡大させてまいりましたが、最近では需要が安定しており、携帯電話端末機器メーカ各社及び通信事業者各社は、端末原価の低減を図ることにより競争力の維持を図っております。現時点では、高付加価値の製品を提供し続けることにより、価格に大きな変動は生じておりませんが、当社が市場ニーズに適応した新製品の開発又は既存製品の機能追加ができなかった場合には、買手の交渉力が脅威となりロイヤリティ単価が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社は、画像処理技術の中核技術とする研究開発先行型のベンチャー企業であります。当社の属するソフトウェア業界では、国内大手電気メーカや欧米IT・ソフトウェア企業等が様々な領域において特許を取得しており、画像処理の分野においても一部では基本特許が取得されています。また、大手企業の多くは、ブランド戦略として文字やロゴを問わず商標権等を広く押さえております。このような状況の中、当社は既存の技術とは一線を画す新たな技術を創出し、他社に押さえられていない領域において積極的に知的財産権を取得し、活用・保護をすすめていく方針であります。

しかしながら、組込系ソフトウェアは、知的財産権として保護したとしても、当社技術を模倣した類似製品について権利侵害を特定することが困難であり、効果的に模倣を防止できない可能性があります。一方、当社が開発した新技術や新製品については、各市場に販売を開始する前に他社知的財産権の侵害調査を実施することにより、他社知的財産権を侵害しないための事前の対応を図っておりますが、全てを網羅することが現実的には不可能であるため、他社の知的財産を侵害する可能性を完全に否定することはできません。引き続き、他社技術への侵害調査は継続してまいります。他社技術を侵害して販売を行った場合には対象製品の営業活動が不能となり、また損害賠償等の請求を受ける場合もあり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 職務発明に対する対価について

当社は、画像処理に係る独自の技術分野において新技術を創出し、積極的に知的財産権を取得し、活用・保護をすすめていく方針であります。そのため当社では、役職員の職務上の発明等に関するルールを職務発明等取扱規程において定めております。当社は、このルールに基づき役職員の職務発明の継承に対しては支払いを行っております。当社では、これまでに職務発明に対する対価について従業員との間で紛争が生じた実績はありませんが、職務発明に対する対価の金額や算出方法が法令上具体的に定められているものではないため、職務発明に対する対価に関する紛争の今後の発生可能性を完全に排除することは困難であり、発生しないという保証はありません。

したがって、発明の対価について紛争を生じた場合には、当社の事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質管理について

当社が製品化するソフトウェアは、プロジェクトごとに製造過程から納品までを管理し、品質の維持向上を図ることを目的とした品質管理規程を制定し、管理・運用しております。また、製品化にあたっては、細心の注意を払い、PCデモ版等により様々な環境下での動作を検証し、特定の仕様依存しない移植性の高いソフトウェアの開発に努めております。このような取組みの結果、小規模な組織体制ではありますが、検収を受けた製品の納品後の重大な不具合又は欠陥は一度も報告されておりません。しかしながら、今後の更なる需要拡大に伴う品質管理体制が整備できず、顧客の要望するカスタマイズ過程において不具合や欠陥が発覚した場合、又は不具合や欠陥の対応等に開発リソースが充当されること、若しくは損害賠償の請求を受ける等の事象が顕在化した場合には、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 携帯電話端末業界の動向について

① 国内市場について

国内においては、平成19年の年末より実施された販売奨励金制度の廃止や個人消費の低迷等により、携帯電話端末の出荷台数は大幅に減少しました。昨今では、業界のボーダレス化の進展とスマートフォンの急激なシェア拡大により市場シェアにも変動が起きており、事業環境は大きく変化しようとしています。当社では、顧客ニーズに合致した製品ラインナップを充実させ、且つ特定のOSに依存しない技術開発を推進することで着実に業績を伸ばしてきました。しかしながら、スマートフォンの需要動向は、携帯電話端末業界の需給バランスに大きな影響を及ぼす可能性が高く、これらの環境変化に当社が順応できない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 海外市場について

海外市場においては、欧米諸国ではハイエンド端末が普及しており、中国やインドなどの高い経済成長を維持している新興市場では地方の通信インフラ整備が進んでおります。更に、昨今ではスマートフォンのシェア拡大もあって需要は拡大しております。当社では、事業活動の相当部分を日本国内に依存している現状ですが、今後は米国、欧州、並びに経済成長が著しいアジア諸国への海外進出を予定しております。現在までのところ、海外市場への参入を果たしたものの、開拓途上にあることから、海外に現地拠点は設置せず、海外在住の外部協力者との間で業務委託契約を締結し、当社の技術及び製品の普及促進、並びに顧客ニーズに対応しております。しかしながら、当社の技術及び製品をより確実に浸透させていくためには、北米及び欧州には拠点を設置し、営業・マーケティング及び開発・サポートの各活動を迅速に行える体制整備が必要であると考えております。

こうした海外市場で事業を行う際には、以下のような特有のリスクがあります。

- ・商慣習の違い
- ・為替レートの急激な変動
- ・想定外の法的、又は規制面の変化
- ・社員の採用と雇用維持及びマネジメントの難しさ

以上のような海外進出に伴う固有のリスクにつき、当社が十分に対応できない場合には、当社業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である平賀督基は、東京大学及び同大学院において画像処理技術を専門に研究を行ってまいりました。特にビジュアライゼーション、3次元グラフィックス、画像認識といった分野で世界最先端の様々な技術に触れ、また自らもそれらを専門に研究を行ってきたことが当社の礎となっています。平賀督基は、当社の最高責任者として、経営方針及び事業戦略等を決定するとともに新規技術のアイデア創出から当該技術の製品化にわたり重要な役割を果たしております。今後においても、特に研究開発については、平賀督基に依存する側面が大きいものと考えられます。当社では、熟練者の豊富な知識及びノウハウの共有並びに新たな人材の獲得、さらには権限委譲や組織整備等により、平賀督基に依存しない経営体質の構築を進めてまいりますが、何らかの理由で平賀督基が当社事業を継続することが困難となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の販売先への依存度について

最近2事業年度及び第8期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りとなっております。当社では、海外の通信事業者との関係強化及び携帯電話端末機器メーカーへの拡販を積極的に進めていく方針であり、更にその他の分野にも事業領域の拡大を図っていく方針ですが、現在の主要な取引先への依存度は当面は高い水準で推移していくものと考えられます。これら販売先の経営方針、商品戦略、取引方針等が大幅に見直された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第6期事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)		第7期事業年度 (自平成21年11月1日 至平成22年10月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
シャープ株式会社	253,813	24.5	356,334	25.1	201,335	26.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	276,896	26.7	319,666	22.6	170,420	22.1
NECカシオモバイル コミュニケーションズ株式会社	135,533	13.1	137,037	9.7	101,428	13.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 日本電気株式会社は、同社が平成21年12月に設立したNECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に対して、平成22年5月1日付けで携帯電話端末部門に係る事業を承継しております。また、平成22年6月1日付けで株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズは、携帯電話事業の統合に伴い、NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されました。上記は、事業承継までの日本電気株式会社及び株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズの販売実績を含んでおります。

(9) 特定の外部委託先への依存度について

当社は、新たな技術や製品の開発及び顧客への技術的サポートを行える開発体制を構築しておりますが、当社製品への需要拡大に対応した開発体制を今後も構築する必要があります。当社では、顧客ニーズに合致した製品を適切な時期に市場に投入するために、社内の開発要員は中核技術の創出や製品化、更には製品の機能を向上させるための開発に集中させております。一方、中核技術の開発以外の開発サポート業務や、新規分野への参入時における専門性の高い業務の一部などは、外部委託先との連携を積極的に推進しており、これらの相乗効果により、効果的な開発体制の構築に努めております。

外部委託先は、業務の品質や迅速な対応、更には専門性に鑑みて、継続的に良好な提携関係を構築することが可能な取引先を選定しており、現状はアイテック阪急阪神株式会社及び三菱電機マイコン機器ソフトウェア株式会社の2社への依存度が高くなっております。平成22年10月期の外部委託費総額に占める当該2社への依存度は95.1%となっており、各社の経営方針の変更等によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

潜在株式数は平成23年5月末現在265,600株（発行済株式総数の23.03%）であり、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

(11) 配当政策について

当社は、研究開発先行型のベンチャー企業として先行投資的な事業資金等を支出した結果、設立以来、これまで利益配当を実施しておりません。

しかしながら、株主に対する利益還元につきましては、経営上の重要な課題として認識しております。経営体質の強化、将来の事業規模拡大に向けた更なる先行投資的な事業資金を捻出するために内部留保の充実を図りつつ、財務バランスを考慮しながら、利益配当等の株主への利益還元策を検討してまいります。

当面は、携帯電話端末向け画像処理技術のデファクト・スタンダードとなることを目指して、市場ニーズに適応した新技術や新製品の開発及び研究開発活動、加えて海外展開に向けた先行投資へ効果的に資金を投じ、企業価値の最大化を目指してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はございません。

6 【研究開発活動】

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

（1）研究開発活動の方針

当社では、新たな画像処理技術を創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現のために研究開発活動に取り組んでおります。

当社の研究開発活動は、他社との技術的な差異化を強みとした技術開発を基本としていることから、中核技術にかかる研究開発は社内リソースで賄う一方、中核技術に関わらない間接的工務については、信頼のおける外部協力会社を積極的に活用することで、開発リソースの「選択と集中」に努めております。

（2）研究開発体制

当社では、画像処理に係る基盤技術等を新規に創出する専門部署として研究開発部を設置しております。また、新規に創出した技術（機能）を標準的な開発用キットへ進化させたり、既存技術を組み合わせた応用製品を創出するための専門部署として技術開発部を設置しております。それぞれの部門には相当数の開発者が在籍しております。今後は、ハードウェアとの連携を図るべく既存技術を半導体（チップ）へ組込むために必要な記述言語化（RTL化）に関わる開発体制の強化を図るべく専門的知識等を有する開発者の拡充にも努めてまいります。

（3）パートナーシップ

- ① 既存の顧客との更なる関係強化によるニーズの早期獲得と迅速かつ効果的な技術開発
- ② 国内外の携帯電話端末機器メーカーや半導体製造メーカーとの連携強化による先行開発の推進
- ③ 情報家電（デジタルカメラやデジタルテレビ等）メーカーとの関係構築と需要創出に向けた製品開発

（4）研究開発の成果等

主な研究開発の成果は以下のとおりであります。

- ① 新たな基盤技術の開発
 - ・ 画像の認識及び検索に係る技術開発
- ② 新たな基盤技術を応用した新製品の基礎研究及び開発
 - ・ 動作を認識して様々なデバイス进行操作する技術開発
 - ・ インフラが整備されつつある3D関連の技術開発
- ③ 既存製品の付加価値を高めるための機能追加
 - ・ 圧縮画像等を高速に表示する技術開発
 - ・ デジタル画像から顔等を検出する技術開発
- ④ 既存の中核技術及び製品を応用した新たな製品の開発
 - ・ 基盤技術のハードウェア化に向けた技術開発
 - ・ 画像の切り替えや加工に係る技術開発

（5）研究開発費

当事業年度における当社の研究開発は、前述（4）①～④に開発テーマを絞り、積極的な研究開発活動を実施しました。その結果、当事業年度における当社の研究開発費は304,162千円となっております。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当第2四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は、183,005千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、上述の（1）、（2）、（3）における当社の研究開発活動の状況に重要な変更はなく、（4）に記載のテーマに継続して取り組んでおります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。特に、コンピューター・ソフトウェアといった無形資産の会計方針については昨今のわが国における企業会計ルールに則り、透明性を重視し、外部専門家の意見を適宜受けながら作成しております。ソフトウェア会計は世界的にも比較的新しい企業会計の分野であるため、国内外の同会計ルールの制定・改訂が将来行われる可能性があります。当社としてはそういった流れ・傾向を慎重に見極め、必要な対応をとっていきたいと考えております。

また、当社経営陣は、財務諸表の作成に際して、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示に影響を与える見積もりを必要としております。これらの見積もりについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性のため、これらの見積もりとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

当事業年度末の総資産は1,554,806千円（対前事業年度比340,211千円の増加）となりました。

総資産の内訳は、流動資産が1,412,140千円（同354,303千円増）、固定資産が142,665千円（同14,092千円減）であります。流動資産増加の主たる要因は、引き続き事業の収益性を維持したことによる現金及び預金の増加138,810千円、売掛金の増加92,751千円、繰延税金資産の増加80,917千円によるものであり、固定資産減少の主たる要因は、ソフトウェアの除却損14,431千円及び本社機能の移転に伴う除却対象資産の固定資産臨時償却費15,712千円によるものであります。

負債合計は528,425千円（同78,664千円増）となりました。

その主たる要因は、買掛金及び未払金並びに未払費用の未払債務の増加14,411千円、前受金の減少45,932千円、借入残高の減少15,960千円、未払法人税等の増加96,333千円によるものであります。

純資産合計は1,026,381千円（同261,546千円増）となりました。

その主たる要因は、利益剰余金の増加250,746千円、新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加10,800千円によるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当社の当第2四半期会計期間末における総資産は、1,707,933千円（前事業年度比153,126千円の増加）となりました。総資産の内訳は、流動資産が1,388,552千円（同23,588千円減）、固定資産が319,381千円（同176,715千円増）であります。流動資産減少の主たる要因は、本社機能移転のための借入金の増加に伴う現金及び預金の増加96,784千円一方で、売掛金の減少111,959千円、仕掛品の減少30,937千円によるものであり、固定資産増加の主たる要因は、研究開発に必要な各種プログラム開発用ソフトウェア及び品質向上に必須となる製品評価ソフトウェアの購入に伴うソフトウェアの増加12,958千円及び本社機能移転に伴う内装工事費用等の有形固定資産の増加76,033千円、敷金及び保証金の増加77,296千円によるものであります。

負債合計は597,925千円（同69,500千円増）となりました。その主たる要因は、本社機能移転のための借入金の増加181,861千円、法人税の支払いに伴う未払法人税等の減少92,460千円によるものであります。

純資産合計は1,110,007千円（同83,625千円増）となりました。その主たる要因は、利益剰余金の増加78,825千円、新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加4,800千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

当社の当事業年度の経営成績は、積極的な研究開発活動と営業活動により好業績を達成することができました。その結果、営業利益は前事業年度比65.3%増の313,630千円、経常利益は前事業年度比62.4%増の307,454千円となり、当期純利益は前事業年度比43.3%増の250,746千円となりました。

(売上高)

売上高は、前事業年度比36.9%増の1,417,544千円となりました。

売上高は、引き続き国内市場に依存しておりますが、携帯電話端末の出荷動向は低調に推移する中で新技術及び新製品の開発を効果的に実施できたことから、複数の新製品を市場に投入することができました。これらの製品が各社に順調に採用された結果、ロイヤリティ収入は前事業年度比で56.5%増の1,090,369千円となりました。また、当社製品を端末に搭載することを前提とした各種製品の実装サポート等のサポート収入は前事業年度比で15.2%増の207,751千円となりました。一方、当社製品の採用を検討するための試作機の提供や技術情報を提供、更には顧客仕様に基づく受託開発などを請け負う開発収入については、ロイヤリティ収入を獲得するための試作機の提供や技術情報の提供が堅調に推移したことにより、当社に蓄積されたノウハウを元に顧客の要求仕様に応じて開発を請け負う受託案件については獲得しなかったために、前事業年度比24.6%減の119,423千円となっております。

(売上原価)

売上原価は、前事業年度比54.7%増の250,474千円となりました。

主因としては、当事業年度より研究開発活動の内容をより細分化して管理可能になったことによるものです。具体的には、ソフトウェアの開発費用について、新製品の計画・設計、既存製品の著しい改良のための費用、機能の改良及び強化に要した費用、機能維持に要した費用等を明確に区分できる環境が整ったため、当事業年度より従来研究開発費用として処理していたソフトウェア開発費用のうち、機能の改良及び強化に要した費用についてはソフトウェアまたはソフトウェア仮勘定として、特定の機能として確立した技術の軽微な不具合等の修正や性能評価のための機能維持に要した費用については売上原価として処理しております。

なお、機能維持に係る費用とは、ソフトウェアの機能として確立した技術について、プログラムの開発過程で発生した軽微な誤りや欠陥（バグ）を取り除く作業や不具合を最適化するためのメンテナンス費用であります。また、機能の改良及び強化に係る費用とは、ソフトウェアの機能を追加し付加価値を高めるための費用であり、例えば従来よりも処理速度を高めることや新たな機能を付加することを言います。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度比24.9%増の853,440千円となりました。

主な要因としては、①新たな製品開発に向けた先行投資的な研究開発費の増加、②事業規模の拡大に合わせて人員増加を図ったことによる人件費の増加、などが挙げられます。

当社では、開発体制の更なる強化を目的とした積極的な人員計画を立案し、予定通り実行いたしました。更なる事業規模の拡大を図るための基盤整備が整いつつあります。

(営業外費用)

当事業年度は急激な円高が進行し、海外売上高の回収時の円換算額が変動したこと、及び外貨預金の円換算額が大きく変動したことにより、為替差損を11,527千円計上したものであります。

(特別損失)

特別損失は、使用見込のなくなった開発用資産の固定資産除却損を14,431千円計上したほか、平成23年2月に本社機能を移転することに伴い、現本社に係る①原状回復費用を見積り13,387千円を計上したこと、②固定資産の臨時償却費を15,712千円計上したことによるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当社の当第2四半期累計期間の経営成績は、積極的な研究開発活動と営業活動により好業績を達成することができました。その結果、営業利益は92,253千円、経常利益は89,468千円となり、四半期純利益は78,825千円となりました。

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は771,949千円となりました。

国内では、従来型の携帯電話端末機器（フィーチャーフォン）からスマートフォンへの移行が顕著となり、フィーチャーフォンの出荷台数は大幅な減少となりましたが、ネットワーク環境の充実と相まって通信機能を組み込んだ様々な機器が増加しており、ネットワークサービスを中心とした新たな事業機会が出現しております。海外では、国内よりも先行してスマートフォンが市場に浸透しており、出荷台数は引き続き増加傾向にあります。その結果、ロイヤリティ収入は515,667千円となりました。また当社製品を端末に搭載することを前提とした各種製品の実装サポート等のサポート収入は70,602千円にとどまりましたが、一方で当社製品の採用を検討するための試作機の提供や技術情報を提供、更には顧客仕様に基づく受託開発などを請け負う開発収入については、185,679千円となっております。

(売上原価)

当第2四半期累計期間における売上原価は、176,471千円となりました。

主たる内容は、開発・サポート収入に対応する原価及びソフトウェアの開発費用のうちその機能維持に要した費用であります。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、503,224千円となりました。

主たる内容は、人件費及び研究開発費であります。

(営業外収益)

主として外貨預金の円換算額が変動したことから為替差益を655千円計上したものであります。

(営業外費用)

借入金返済の支払利息1,137千円と株式公開費用2,410千円を計上したものであります。

(特別損失)

資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額706千円を計上しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

第7期事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ138,810千円増加し、900,885千円(前年同期比18.2%増)となりました。なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は、245,145千円(前年同期比179.8%増)となりました。これは主に営業収入が順調に推移し、売掛債権が92,751千円増加した一方で、税引前当期純利益263,923千円及び減価償却費78,126千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、91,934千円(前年同期比2.4%増)となりました。これは主としてソフトウェア等の設備投資を行ったことに伴う有形固定資産の取得による支出21,487千円と無形固定資産の取得による支出70,446千円が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は、5,160千円(前事業年度は4,870千円の収入)となりました。これは新株予約権の行使による10,800千円の収入及び借入金の返済による15,960千円の支出によるものであります。

第8期第2四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年4月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ96,784千円増加し997,670千円となりました。なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、109,770千円となりました。これは主に営業収入が順調に推移し、税引前四半期純利益88,762千円、たな卸資産30,937千円及び減価償却費26,649千円を計上し、かつ売上債権が111,959千円減少した一方で、法人税等の支払が93,079千円発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、198,299千円となりました。これは主として本社機能移転を行ったことに伴う有形固定資産の取得による支出67,588千円とソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出40,017千円、及び本社機能移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出91,580千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、184,251千円となりました。これは主として本社機能移転のための借入金残高の増加181,861千円によるものであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社では、平成22年10月期に累積損失を解消しました。現在は、財務基盤を強化するために内部留保の充実に取り組んでおります。現状の運転資金及び設備資金は、内部資金及び借入金を充当しております。

当社は研究開発先行型のベンチャー企業であります。しかしながら、当社の属するソフトウェア業界の事業特性上、常に新しい技術が創出され、技術の陳腐化が早い事業環境にあるため、常に環境の変化に適応した革新的な技術やサービスが求められています。従いまして、投下した研究開発投資等は、比較的短期間のうちに成果に結実しなければならぬものと認識しており、必然的に資金の循環は早くなるものと考えております。

今後につきましても、引き続き積極的に先行投資的な事業資金を投じていく方針であることから、現状の事業資金は、手元流動性の高い現金及び現金同等物として保持しておく必要があり、当面の資金繰りに影響を及ぼさない事業資金については、極めて短期の安全性の高い運用に留める方針であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は研究開発先行型のベンチャー企業として、主に携帯電話端末向けの技術開発及び製品開発を行い、新たな付加価値を提供することにより事業規模を拡大させてまいりました。従いまして、中期的な成長は、当該市場における技術的な優位性の維持と市場ニーズに迅速に適応した付加価値の高い製品の開発に依存しております。また、中長期的な成長を実現させるためには、事業領域の拡大により他分野においても当社技術及び製品の普及

拡大を実現させていくことが必要となってまいります。

昨今の携帯電話端末は、特に国内では幅広い年代で普及しております。しかしながら人口の減少と相まって市場は成熟しつつあります。一方、オープンプラットフォームによるスマートフォンのシェア拡大や通信速度の高速化による新たなサービスの出現による携帯電話端末の2台目需要が喚起されており、加えて携帯電話端末以外の様々なモバイル端末機器にも通信機能やカメラ機能が搭載されるなど事業環境は著しく変化しております。他方、海外ではスマートフォンが本格的な普及段階に入り、オープンプラットフォームによる端末価格の低価格化の進行等により先進国だけでなく新興国においても普及が進み、引き続き需要は拡大している状況にあります。

当社では、これら市場環境の変化に迅速に対応しながら、技術的な優位性を維持し且つ市場ニーズに適応した付加価値の高い製品開発を推進することが将来の成長の成否を分けるものと認識しており、事業環境の変化に迅速に適応できなければ経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社では、前述のとおり、現在は携帯電話端末市場を中心とした収益構造となっておりますが、今後も引き続き成長性を維持していくために、①国内市場では通信速度の高速化によるネットワークを活用した新たなサービスに対応した製品開発、②海外市場への積極的な展開によるシェア拡大、③カメラデバイスの小型化、高性能化、低コスト化の進行により収益獲得機会が顕在化しつつある情報家電やデジタルカメラ等の新たな分野への参入を重点施策に掲げて経営資源を投入しおり、中期事業計画の達成に向けて、以下のような戦略にて取り組んでおります。

- ① 通信速度の高速化等によりネットワーク上では大容量の画像データ等がやり取りされ、また膨大に蓄積されるようになっております。従いまして、ネットワーク・サービスに対応した製品開発としては、既存技術の応用や新規技術の創出によりネットワーク・サーバー上においても当社製品（機能）が利用可能な技術及び製品の開発を推進します。画像データ等を様々なモバイル機器等を介して、軽快な操作感を維持したまま閲覧等できるようにすることはユーザーへの新たな付加価値の提供になるものと考えて取り組んでおります。
- ② 海外の顧客ニーズを迅速に把握すること及び技術的なサポートを充実することによりタイムロスを極小化するために、海外拠点の設置や現地要員の確保等のインフラ及び体制の整備に向けた検討のほか、業務委託先との連携を強化し、積極的に取り組んでおります。また国内の携帯電話端末市場が成熟化しつつある環境下において、国内の携帯電話端末機器メーカー等の海外進出も積極化していることから、国内での実績を踏まえ、国内携帯電話端末機器メーカーの海外進出をバックアップしていくための取組みにも注力しております。
- ③ カメラデバイスは小型化、高性能化、低コスト化が実現されてきており、通信速度の高速化とクラウド化の進展も相まって、通信機能とカメラ機能を備えた各種デバイスやシステムが出現してくるものと想定しています。これらは当社にとっての新たな事業機会との認識のもと、中長期的な成長戦略の基軸とするために積極的な研究開発等に取り組んでおります。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、携帯電話端末機器をはじめとするモバイル端末業界において、独自の画像処理技術を用いた各種製品を創出し、幅広い市場に対して付加価値の高い製品を提供しつづけるために、事業環境の変化に配慮しながら現時点で入手可能な情報をもとに、最善の経営方針を立案するよう努めております。

しかしながら、昨今の国内の携帯電話端末市場の環境変化は著しく、特にスマートフォンのシェア拡大による業界構造の変化や、通信仕様の高速化による新たなマーケットの出現など、今後の動向は予測しづらい状況になっており、市場動向には留意しなければならない状況にあります。海外の同市場では、国内より先行してスマートフォンが需要を喚起し、市場規模は拡大傾向にあります。一方、画像素子は、小型化、高性能化、低コスト化により、カメラ機能が様々なデバイスに付き始めており、通信機能までを備えた各種製品が発売されていることから新たなサービスが出現するなど事業機会も拡大することが想定されます。

このような環境下において当社では、画像処理分野において展開が可能な様々な市場へ事業領域の拡大を図るために、特許等により差別化した技術や専門性の高い優秀な人材を獲得することにより、付加価値の高い製品の提供を行い、企業価値の向上に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

当事業年度における設備投資の総額は78,465千円であります。

主な内容は、人員増加に対応するためのパーソナルコンピュータ及び什器の購入12,519千円、研究開発及び製品開発に使用する器具備品及びソフトウェアの購入49,190千円、自社開発のソフトウェア15,948千円などであります。

第8期第2四半期累計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日）

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は126,559千円であります。

主な内容は、本社機能移転に伴う内装工事費用等の購入57,493千円、社内システムの購入7,688千円、研究開発及び製品開発に使用する器具備品及びソフトウェアの購入20,841千円、自社開発のソフトウェア13,996千円などあります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	土地 (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	本社機能	60,176	34,207	113,550	—	207,934	80 (3)

(注) 1. 金額は有形固定資産、ソフトウェアの帳簿価額であり、消費税等は含まれておりません。

2. 上記事務所については、他の者から建物を賃借しております。

本社 平成23年10月期第2四半期累計期間賃借料 41,199千円

3. なお、当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントに係る記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成23年5月31日現在）

当社の設備投資は、人員増加に伴うオフィスの拡充や、各種開発に使用する器具及びソフトウェア、更には自社開発のソフトウェアが主であり、事業規模の拡大に対応した採用計画や市場・景気の動向、投資対効果等を総合的に且つ慎重に検討のうえ策定しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,600,000
計	4,600,000

(注) 平成23年3月29日開催の取締役会の決議により、平成23年5月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より4,500,000株増加し、4,600,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,153,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。(注)
計	1,153,200	—	—

(注) 平成23年3月29日開催の取締役会の決議により、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、株式数は1,147,434株増加し、発行済株式数は1,153,200株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議1)

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	550 (注) 7.	490 (注) 7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550 (注) 7.	98,000 (注) 1. 3. 7.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000	400 (注) 1. 5.
新株予約権の行使期間	平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注) 1.
新株予約権の行使の条件	(注) 6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議2)

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	55(注)7.	55(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55(注)7.	11,000(注)1.3.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000	400(注)1.5.
新株予約権の行使期間	平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成18年3月3日開催臨時株主総会特別決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	420(注)7.	420(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	420(注)7.	84,000(注)1.3.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260,000	1,300(注)1.5.
新株予約権の行使期間	平成20年3月4日から 平成28年3月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260,000 資本組入額 130,000	発行価格 1,300 資本組入額 650 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

（平成20年1月31日開催第4期定時株主総会特別決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	114(注)5.	114(注)5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114(注)5.	22,800(注)1.2.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	330,000	1,650(注)1.3.
新株予約権の行使期間	平成22年4月18日から 平成30年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 330,000 資本組入額 165,000	発行価格 1,650 資本組入額 825 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

（平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	—	212（注）5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	42,400（注）1. 2. 5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	2,450（注）1. 3.
新株予約権の行使期間	—	平成25年2月11日から 平成33年2月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 2,450 資本組入額 1,225 （注）1.
新株予約権の行使の条件	—	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議2)

区分	最近事業年度末現在 (平成22年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	37(注)5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	7,400(注)1.2.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	2,450(注)1.3.
新株予約権の行使期間	—	平成25年5月19日から 平成33年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 2,450 資本組入額 1,225 (注)1.
新株予約権の行使の条件	—	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、新株予約権1個につき1株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年10月31日 (注) 1.	495	4,561	81,675	380,205	81,675	328,875
平成19年12月26日 (注) 2.	500	5,061	82,500	462,705	82,500	411,375
平成19年12月31日 (注) 3.	260	5,321	10,400	473,105	10,400	421,775
平成20年11月1日～ 平成21年10月31日 (注) 4.	250	5,571	10,000	483,105	10,000	431,775
平成21年11月1日～ 平成22年10月31日 (注) 5.	135	5,706	5,400	488,505	5,400	437,175
平成22年11月1日～ 平成23年4月30日 (注) 6.	60	5,766	2,400	490,905	2,400	439,575
平成23年5月1日 (注) 7.	1,147,434	1,153,200	—	490,905	—	439,575

(注) 1. 有償・第三者割当

発行株数 495株

発行価格 330,000円

資本組入額 165,000円

割当先 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、当社役員3名、当社従業員5名

2. 有償・第三者割当

発行株数 500株

発行価格 330,000円

資本組入額 165,000円

割当先 Nokia Growth Partners II, L.P.

3. 新株予約権の権利行使

新株予約権 260株

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

行使者 平賀督基、小長井千晶、高井正美、羽深兼介

4. 新株予約権の権利行使

新株予約権 250株

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

行使者 平賀督基、小長井千晶

5. 新株予約権の権利行使

新株予約権 135株

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

行使者 平賀督基、高井正美

6. 新株予約権の権利行使

新株予約権 60株

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

行使者 平賀督基、羽深兼介

7. 平成23年5月1日に、平成23年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	1	21	1	—	28	51	—
所有株式数 （単元）	—	—	136	6,762	1,000	—	3,634	11,532	—
所有株式数の割合（%）	—	—	1.18	58.64	8.67	—	31.51	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,153,200	11,532	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,153,200	—	—
総株主の議決権	—	11,532	—

② 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (平成17年9月8日臨時株主総会)

決議年月日	平成17年9月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員2名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職による権利の喪失及び権利行使により、本書提出日現在(平成23年6月15日現在)の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員2名、合計3名であり、新株発行予定数は98,000株となっております。

第2回新株予約権 (平成17年9月8日臨時株主総会)

決議年月日	平成17年9月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員2名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職による権利の喪失及び権利行使により、本書提出日現在(平成23年6月15日現在)の付与対象者の区分及び人数は、従業員2名であり、新株発行予定数は11,000株となっております。

第3回新株予約権（平成18年3月3日臨時株主総会）

決議年月日	平成18年3月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名、当社従業員6名 当社社外協力者2名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在（平成23年6月15日現在）の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員5名、社外協力者1名、合計7名であり、新株発行予定数は84,000株となっております。

第4回新株予約権（平成20年1月31日定時株主総会）

決議年月日	平成20年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名、当社従業員15名 当社社外協力者1名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 退職による権利の喪失により、本書提出日現在（平成23年6月15日現在）の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員9名、社外協力者1名、合計12名であり、新株発行予定数は22,800株となっております。

第5回新株予約権（平成23年1月28日定時株主総会）

決議年月日	平成23年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名、当社従業員40名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在（平成23年6月15日現在）の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、従業員39名、合計42名であり、新株発行予定数は42,400株となっております。

第6回新株予約権（平成23年1月28日定時株主総会）

決議年月日	平成23年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員15名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在（平成23年6月15日現在）の付与対象者の区分及び人数は、従業員15名であり、新株発行予定数は7,400株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質及び競争力の強化を経営の重要課題として位置付けております。当社は成長過程にあり、累積損失の解消を優先してまいりましたが、第6期より利益を計上できる事業基盤は構築でき、当事業年度において累積損失を一掃することができました。しかしながら、未だ内部留保が充実しているとは言えず、会社設立以来これまで配当等の利益還元を実施しておりません。経営体質の強化、将来の事業規模拡大に向けた更なる先行投資的な事業資金を捻出するために内部留保の充実を図りつつ、財務バランスを考慮しながら、利益配当等の株主への利益還元策を検討してまいります。但し、現時点においては、配当実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当にあたっては年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	平賀 督基	昭和49年11月15日生	平成16年5月 当社設立 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	143,600
専務取締役	法務知財センター管掌	保志 健一	昭和23年3月19日生	平成8年5月 カシオ計算機㈱ 同社 情報機器事業部営業部長 平成9年7月 ㈱ACCESS入社 平成10年5月 同社 取締役営業本部長就任 平成12年4月 同社 常務取締役営業本部長就任 平成19年4月 当社 常勤顧問就任 平成19年10月 当社 取締役営業推進室室長就任 平成20年5月 当社 取締役経営企画室室長就任 平成21年1月 当社 常務取締役経営企画室室長就任 平成21年6月 当社 常務取締役社長室室長就任 平成22年12月 当社 常務取締役法務知財センター管掌 平成23年1月 当社 専務取締役法務知財センター管掌 (現任)	(注) 1	7,000
常務取締役	営業本部 本部長	高尾 慶二	昭和34年10月18日生	平成14年5月 J-フォン㈱ 同社 移動機開発部部長 平成15年10月 ボーダフォン㈱ 同社 移動機開発部部長 平成17年6月 ㈱アプリックス入社 同社 執行役員営業本部副本部長就任 平成19年2月 ㈱アプリックス・ソリューションズ 取締役副社長就任 平成20年1月 当社 取締役開発推進室室長就任 平成20年5月 当社 取締役営業本部副本部長就任 平成20年11月 当社 取締役営業本部本部長就任 平成21年1月 当社 常務取締役営業本部本部長就任 (現任)	(注) 1	6,000
取締役	管理本部 本部長	松平 史生	昭和46年5月21日生	平成7年9月 小田信義税理士事務所入所 平成14年3月 ㈱トランスジェニック入社 平成18年3月 ㈱ソリッドアコースティックス取締 役CIO兼経営企画室長就任 平成18年10月 当社入社 管理本部経理財務部長 平成19年10月 当社 取締役経営企画室長就任 平成20年5月 当社 取締役管理本部長本部長就任 (現任)	(注) 1	—
監査役 (常勤)	—	能勢 征児	昭和18年2月5日生	昭和41年4月 ソニー㈱入社 平成12年4月 ソニーコンポネント千葉㈱ 代表取締役社長就任 平成13年5月 ソニー浜松㈱ 代表取締役社長就任 平成14年10月 ソニーEMCS㈱浜松テック執行役 員兼テックプレジデント就任 平成19年1月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 2	4,000
監査役	—	上原 将人	昭和39年1月30日生	平成2年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 平成9年1月 上原公認会計士事務所開所 所長 (現任) 平成11年12月 ㈱渋谷会計社取締役就任 平成18年8月 当社 非常勤顧問就任 平成19年1月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 2	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	平野 高志	昭和32年2月6日生	昭和60年4月 八木総合(現牛島)法律事務所 入所 昭和63年8月 米国Masuda, Funai, Eifert & Mitchell法律事務所入所 平成2年8月 ブレークモア法律事務所入所 平成3年1月 ブレークモア法律事務所 パートナー就任 平成12年4月 マイクロソフトアジアリミテッド入社 平成15年9月 マイクロソフト(株)執行役法務・政策企画本部統括本部長就任 平成18年2月 ブレークモア法律事務所 パートナー就任(現任) 平成18年6月 社団法人コンピュータソフトウェア協会理事就任(現任) 平成20年1月 当社 監査役就任(現任)	(注) 2	—
計						162,600

- (注) 1. 平成23年4月15日開催の臨時株主総会にて選任され同年5月1日付けで就任しておりますが、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 平成23年4月15日開催の臨時株主総会にて選任され同年5月1日付けで就任しておりますが、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の能勢征児、上原将人、平野高志は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実且つ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役会制度を機軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現するものと考えております。

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、取締役会は4名で構成されており、月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行い、業務執行に関わる会社の重要事項の意思決定を行い、代表取締役社長及び管掌取締役並びに業務担当取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役は3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長との定期的会合を開催しております。なお、取締役会においては監査役3名が、執行会議等の重要会議においては常勤監査役が常時出席し、意見陳述を行うなど取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。

c. 執行会議

当社では、取締役会及び監査役会による業務執行への監督に加え、取締役会の下部会議体として、常勤取締役及び常勤監査役並びに本部長・センター長のほか、議長が指名する管理職が必要に応じて参加する執行会議を設置し、原則月1回開催しております。

執行会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役の業務執行及び管理機能を補填するために機能しております。具体的には、取締役会の委任に基づいて取締役会の決議事項以外の経営に関する重要な事項について審議・決定するほか、取締役会上程前の議案についての審議、各本部・部から業務執行状況や事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われています。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

(ii) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、機動的かつ柔軟な組織構成を目指しております。現在は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役の業務執行については、監査役3名は全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行い、経営監視を行っております。また、監査役は全て社外監査役であり、そのうち2名は企業経営に精通した公認会計士及び弁護士を選任しており、専門的な見地から随時意見等の聴取を行っております。また必要な場合は、社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切に行われるよう努めております。

このような体制にて組織運営を行っておりますので、取締役の業務執行に対する監督機能は十分に果たしているものと考えておりますが、今後社外取締役の選任について適切な候補者がいた場合には、積極的に検討したいと考えております。

(iii) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにおいては、企業の透明性と公平性を確保に関して、「企業倫理行動指針」及び「内部統制に関する基本方針」並びに各種規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能をはたし、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施しております。加えて、監査役会及び監査法人とも連携して、その実効性を確保しております。

(iv) リスク管理体制の整備の状況

会社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会や執行会議で活発な議論を行うことにより、早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる良好な関係を構築するとともに監査役監査及び内部監査を通して、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。な

お、会社の情報資産に関しては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、「ISMS委員会」において経営組織として自ら扱う情報資産についての危機評価を行い、PDCAサイクルを実践しております。また、コンプライアンス統括室を設けて、全社員に対して法令遵守の浸透と徹底を図ることを目的に半期毎にコンプライアンス統括室による教育研修を実施しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長に所属する内部監査室に専任者を1名置き、予め代表取締役社長の承認を得た「内部監査計画書」に基づき、原則として、各部門に対してそれぞれ年1回の定期監査及びフォローアップ監査を各部門と連携して継続的に実施しております。具体的には、会社における経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度、及び合法性と合理性の観点から業務の遂行状況を定期的に検討・評価し、その結果は代表取締役社長に報告しております。また、改善すべき事項は、被監査部門に通知し、定期的に改善状況を確認しております。これらの取組みを通じて、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図ることにより、企業価値の向上に努めております。

監査役監査は、監査役会規程を定め、取締役会への参加、業務監査・会計監査の実施、代表取締役及び常勤取締役との定期会合の実施ほか、常勤監査役においては月次で開催される執行会議へ出席するなどして経営の監視と取締役の業務執行における監査を行っております。また、監査役上原将人は、公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計並びに税務に関する相当の知見を有しております。監査役平野高志は、弁護士の資格を有しており、法的な専門知識に関する相当の知見を有しております。

なお、内部監査室、常勤監査役とは監査の実施状況等の情報共有を定期的に行い、内部監査室、監査役会及び会計監査人とは、四半期に一度の定期的な意見交換等を行い、妥当性、適法性、適正性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実にむけた相互連携を図っております。

③ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。

A. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 三富 康史

指定有限責任社員 業務執行社員 淡島 國和

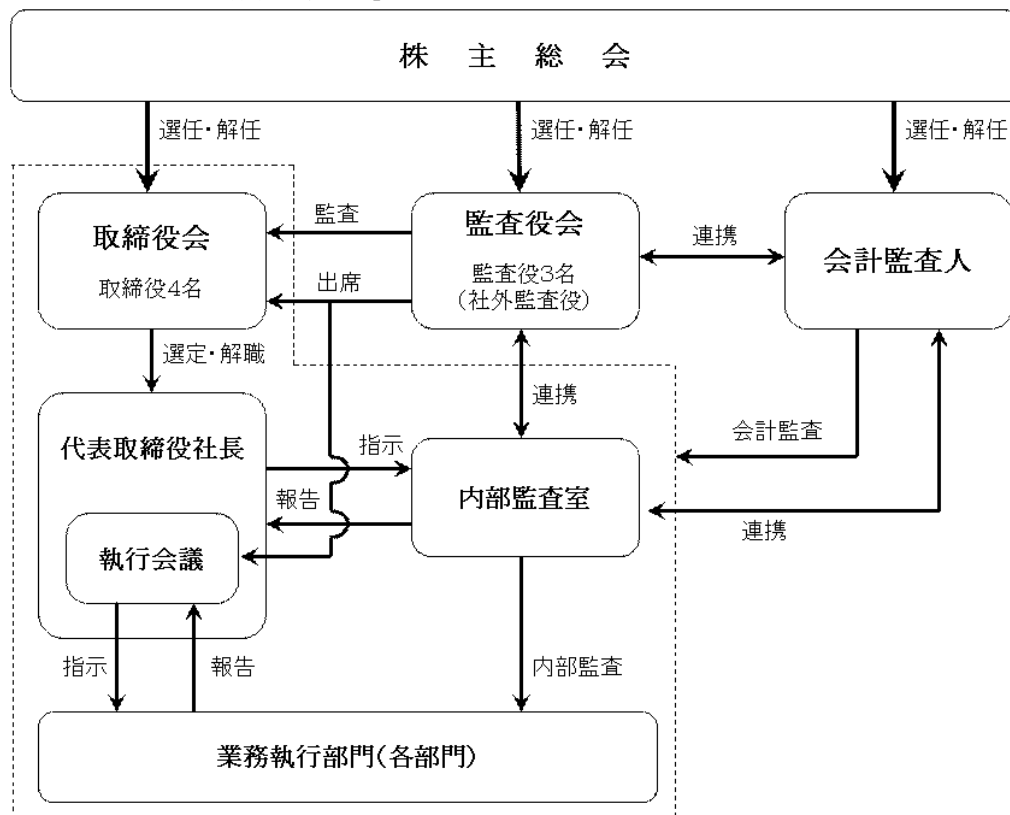
B. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名

その他 4名

なお、同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害はありません。

[コーポレート・ガバナンス体制の概念図]



④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役3名を選任しております。社外監査役の当社株式の保有状況は、本書提出日現在、以下に記載の資本関係にあります。

社外監査役 能勢 征児 (普通株式 4,000株)
 社外監査役 上原 将人 (普通株式 2,000株)

なお、当社と社外監査役である能勢征児、上原将人、平野高志の3名との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。上述のとおり、監査役は全て社外監査役を選任しており、東京証券取引所が定める独立役員にも全員が該当していることから、十分な牽制がかけられる状況にあると考えております。

⑤ 役員報酬の内容

A. 平成22年10月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	74,000	74,000	—	—	—	4
社外監査役	13,800	13,800	—	—	—	3

(注) 社外取締役2名については無報酬であったため、員数に含めておりません。なお、社外取締役のうち、1名は平成22年3月31日に辞任し、もう1名は平成23年1月28日に退任しております。社内監査役はおりません。

B. 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

C. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

D. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。

基本的な決定方針は、各取締役は役員に求められる能力や責任に加え、企業価値の向上に向けた職責等を考慮し、且つ経歴や職歴、職務等を勘案しつつ、取締役会から授権された代表取締役社長が適正な報酬額を決定することとしております。

また、監査役の報酬額は、毎年、常勤及び非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会で協議して決定します。

⑥ 株式の保有状況

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はございません。

B. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はございません。

C. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 中間配当

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前事業計年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	11,000	2,000	11,000	3,200
計	11,000	2,000	11,000	3,200

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制の構築に関する助言業務であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制の構築に関する助言業務及び四半期報告書作成のための助言・指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社事業の規模・特性等を勘案した監査計画（監査範囲・所要日数）による監査公認会計士等の見積もり報酬額に基づき、その妥当性の精査を行ったうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年11月1日から平成21年10月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年11月1日から平成22年10月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年11月1日から平成21年10月31日まで）及び当事業年度（平成21年11月1日から平成22年10月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年4月30日まで）の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年10月31日)	当事業年度 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	762,075	900,885
売掛金	262,754	355,506
仕掛品	—	32,350
前払費用	8,694	11,069
繰延税金資産	23,453	104,370
その他	859	7,958
流動資産合計	1,057,837	1,412,140
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,822	33,066
減価償却累計額	△8,491	△27,409
建物（純額）	24,331	5,656
工具、器具及び備品	31,796	53,835
減価償却累計額	△21,111	△35,184
工具、器具及び備品（純額）	10,684	18,651
有形固定資産合計	35,016	24,308
無形固定資産		
ソフトウェア	99,654	100,592
ソフトウェア仮勘定	5,147	885
商標権	505	445
無形固定資産合計	105,307	101,922
投資その他の資産		
敷金及び保証金	16,435	16,435
投資その他の資産合計	16,435	16,435
固定資産合計	156,758	142,665
資産合計	1,214,595	1,554,806
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,074	33,419
1年内返済予定の長期借入金	16,910	6,950
未払金	29,965	30,946
未払法人税等	622	96,955
未払消費税等	7,165	22,707
未払費用	7,740	12,826
前受金	341,222	295,289
預り金	9,059	9,942
本社移転費用引当金	—	13,387
流動負債合計	437,760	522,425

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年10月31日)	当事業年度 (平成22年10月31日)
固定負債		
長期借入金	12,000	6,000
固定負債合計	12,000	6,000
負債合計	449,760	528,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	483,105	488,505
資本剰余金		
資本準備金	431,775	437,175
資本剰余金合計	431,775	437,175
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△150,044	100,701
利益剰余金合計	△150,044	100,701
株主資本合計	764,835	1,026,381
純資産合計	764,835	1,026,381
負債純資産合計	1,214,595	1,554,806

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間末
(平成23年4月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		997,670
売掛金		243,547
仕掛品		1,413
前払費用		13,083
繰延税金資産		104,370
その他		28,468
流動資産合計		1,388,552
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		66,133
工具、器具及び備品（純額）		34,207
有形固定資産合計	※	100,341
無形固定資産		
ソフトウェア		113,550
その他		11,610
無形固定資産合計		125,161
投資その他の資産		
敷金及び保証金		93,732
その他		146
投資その他の資産合計		93,878
固定資産合計		319,381
資産合計		1,707,933

(単位：千円)

当第2四半期会計期間末
(平成23年4月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	21,237
1年内返済予定の長期借入金	46,364
未払金	47,596
未払法人税等	4,495
未払消費税等	3,576
未払費用	16,787
前受金	269,682
預り金	11,977
流動負債合計	421,717
固定負債	
長期借入金	148,447
資産除去債務	20,208
繰延税金負債	7,553
固定負債合計	176,208
負債合計	597,925
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,905
資本剰余金	439,575
利益剰余金	179,527
株主資本合計	1,110,007
純資産合計	1,110,007
負債純資産合計	1,707,933

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成20年11月1日 平成21年10月31日)	(自 至	平成21年11月1日 平成22年10月31日)
売上高		1,035,291		1,417,544
売上原価		161,957		250,474
売上総利益		873,333		1,167,070
販売費及び一般管理費	※1, ※2	683,544	※1, ※2	853,440
営業利益		189,788		313,630
営業外収益				
受取利息		1,123		501
受取報奨金		—		5,228
その他		17		19
営業外収益合計		1,141		5,748
営業外費用				
支払利息		722		397
為替差損		766		11,527
その他		75		—
営業外費用合計		1,565		11,924
経常利益		189,364		307,454
特別損失				
固定資産除却損	※3	3,915	※3	14,431
固定資産臨時償却費		—		15,712
役員退職慰労金		33,345		—
本社移転費用引当金繰入額		—		13,387
特別損失合計		37,260		43,530
税引前当期純利益		152,104		263,923
法人税、住民税及び事業税		530		94,094
法人税等調整額		△23,453		△80,917
法人税等合計		△22,923		13,177
当期純利益		175,027		250,746

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)		当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	173,459	46.4	285,199	47.5
II 外注費		129,588	34.7	206,755	34.5
III 経費		70,413	18.9	108,149	18.0
当期総製造費用		373,461	100.0	600,104	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		—	
合計		373,461		600,104	
期末仕掛品たな卸高	※2	—		32,350	
他勘定振替高		216,527		333,383	
当期製品製造原価		156,933		234,370	
ソフトウェア償却費		5,024		16,104	
当期売上原価		161,957		250,474	

原価計算の方法

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算を採用しております。

同左

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
支払手数料 (千円)	3,752	12,297
減価償却費 (千円)	23,741	41,551
地代家賃 (千円)	16,271	21,332
旅費交通費 (千円)	14,478	18,858

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
研究開発費 (千円)	200,928	304,162
ソフトウェア仮勘定 (千円)	5,147	15,948
営業費 (千円)	10,450	13,271
合計 (千円)	216,527	333,383

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)
売上高	771,949
売上原価	176,471
売上総利益	595,477
販売費及び一般管理費	* 503,224
営業利益	92,253
営業外収益	
受取利息	105
為替差益	655
その他	1
営業外収益合計	763
営業外費用	
支払利息	1,137
株式公開費用	2,410
営業外費用合計	3,547
経常利益	89,468
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	706
特別損失合計	706
税引前四半期純利益	88,762
法人税、住民税及び事業税	2,383
法人税等調整額	7,553
法人税等合計	9,937
四半期純利益	78,825

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)
売上高	347,806
売上原価	93,218
売上総利益	254,587
販売費及び一般管理費	* 265,958
営業損失(△)	△11,371
営業外収益	
受取利息	105
営業外収益合計	105
営業外費用	
支払利息	563
株式公開費用	2,410
為替差損	1,755
営業外費用合計	4,729
経常損失(△)	△15,994
税引前四半期純損失(△)	△15,994
法人税、住民税及び事業税	△14,163
法人税等調整額	7,553
法人税等合計	△6,609
四半期純損失(△)	△9,384

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	473,105	483,105
当期変動額		
新株の発行	10,000	5,400
当期変動額合計	10,000	5,400
当期末残高	483,105	488,505
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	421,775	431,775
当期変動額		
新株の発行	10,000	5,400
当期変動額合計	10,000	5,400
当期末残高	431,775	437,175
資本剰余金合計		
前期末残高	421,775	431,775
当期変動額		
新株の発行	10,000	5,400
当期変動額合計	10,000	5,400
当期末残高	431,775	437,175
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△325,071	△150,044
当期変動額		
当期純利益	175,027	250,746
当期変動額合計	175,027	250,746
当期末残高	△150,044	100,701
利益剰余金合計		
前期末残高	△325,071	△150,044
当期変動額		
当期純利益	175,027	250,746
当期変動額合計	175,027	250,746
当期末残高	△150,044	100,701
株主資本合計		
前期末残高	569,808	764,835
当期変動額		
新株の発行	20,000	10,800
当期純利益	175,027	250,746
当期変動額合計	195,027	261,546

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
当期末残高	764,835	1,026,381
純資産合計		
前期末残高	569,808	764,835
当期変動額		
新株の発行	20,000	10,800
当期純利益	175,027	250,746
当期変動額合計	195,027	261,546
当期末残高	764,835	1,026,381

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	152,104	263,923
減価償却費	34,148	78,126
本社移転費用引当金の増減額 (△は減少)	—	13,387
受取利息	△1,123	△501
支払利息	722	397
為替差損益 (△は益)	461	9,241
固定資産除却損	3,915	14,431
役員退職慰労金	33,345	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,631	△92,751
たな卸資産の増減額 (△は増加)	—	△32,350
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,500	8,344
未払金の増減額 (△は減少)	5,096	14,449
前受金の増減額 (△は減少)	99,133	△45,932
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,142	15,542
その他	7,710	△682
小計	329,240	245,624
利息の受取額	1,143	522
利息の支払額	△672	△387
役員退職慰労金の支払額	△33,345	—
法人税等の支払額	△208,755	△613
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,611	245,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,147	△21,487
無形固定資産の取得による支出	△74,084	△70,446
敷金及び保証金の差入による支出	△3,576	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△89,808	△91,934
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△15,130	△15,960
株式の発行による収入	20,000	10,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,870	△5,160
現金及び現金同等物に係る換算差額	△461	△9,241
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,211	138,810
現金及び現金同等物の期首残高	759,864	762,075
現金及び現金同等物の期末残高	※ 762,075	※ 900,885

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	88,762
減価償却費	26,649
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	706
受取利息	△105
支払利息	1,137
株式公開費用	2,410
為替差損益 (△は益)	△1,062
売上債権の増減額 (△は増加)	111,959
たな卸資産の増減額 (△は増加)	30,937
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,181
未払金の増減額 (△は減少)	17,744
前受金の増減額 (△は減少)	△25,607
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△19,131
その他	△18,271
小計	203,948
利息の受取額	105
利息の支払額	△1,204
法人税等の支払額	△93,079
営業活動によるキャッシュ・フロー	109,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△67,588
有形固定資産の除却による支出	△13,387
無形固定資産の取得による支出	△40,017
敷金及び保証金の差入による支出	△91,580
敷金及び保証金の回収による収入	14,284
その他	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△198,299
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△18,139
株式の発行による収入	4,800
株式公開費用の支出	△2,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,251
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,062
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	96,784
現金及び現金同等物の期首残高	900,885
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 997,670

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>仕掛品</p> <p>個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>（会計処理の変更）</p> <p>当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>仕掛品</p> <p>同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～19年</p> <p>工具、器具及び備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>ソフトウェア</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。</p> <p>商標権</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、貸倒実績及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当事業年度において貸倒引当金は計上していません。 (2) _____	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 本社移転費用引当金 本社機能の移転に伴い、発生が見込まれる原状回復費用等について合理的に見積もられる金額を計上しております。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	_____

【追加情報】

当事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

（ソフトウェア開発費用処理方法の一部変更）

ソフトウェアの開発費用について、新製品の計画・設計、既存製品の著しい改良のための費用、機能の改良及び強化に要した費用、機能維持に要した費用等を明確に区分できる環境が整ったため、当事業年度より従来研究開発費用として処理していたソフトウェア開発費用のうち、機能の改良及び強化に要した費用についてはソフトウェアまたはソフトウェア仮勘定として、機能維持に要した費用については売上原価として処理しています。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、売上総利益が59,623千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ5,138千円増加しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成22年10月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)																												
<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は 79%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">82,300千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">157,218</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">77,212</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">200,928</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,382</td> </tr> </table> <p>※2 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">200,928千円</td> </tr> </table> <p>※3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">3,915千円</td> </tr> </table>	役員報酬	82,300千円	給与手当	157,218	支払報酬	77,212	研究開発費	200,928	減価償却費	5,382	一般管理費に含まれる研究開発費	200,928千円	ソフトウェア	3,915千円	<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は83%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">87,800千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">160,629</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">93,347</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">304,162</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">4,759</td> </tr> </table> <p>※2 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">304,162千円</td> </tr> </table> <p>※3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">14,431千円</td> </tr> </table>	役員報酬	87,800千円	給与手当	160,629	支払報酬	93,347	研究開発費	304,162	減価償却費	4,759	一般管理費に含まれる研究開発費	304,162千円	ソフトウェア	14,431千円
役員報酬	82,300千円																												
給与手当	157,218																												
支払報酬	77,212																												
研究開発費	200,928																												
減価償却費	5,382																												
一般管理費に含まれる研究開発費	200,928千円																												
ソフトウェア	3,915千円																												
役員報酬	87,800千円																												
給与手当	160,629																												
支払報酬	93,347																												
研究開発費	304,162																												
減価償却費	4,759																												
一般管理費に含まれる研究開発費	304,162千円																												
ソフトウェア	14,431千円																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,321	250	—	5,571
合計	5,321	250	—	5,571

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 250株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,571	135	—	5,706
合計	5,571	135	—	5,706

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 135株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年10月31日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年10月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 762,075	現金及び預金勘定 900,885
現金及び現金同等物 762,075	現金及び現金同等物 900,885

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)																								
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>本社における什器備品であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>7,846</td> <td>3,138</td> <td>4,707</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,846</td> <td>3,138</td> <td>4,707</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 1,567千円</p> <p>1年超 3,426千円</p> <p>合計 4,994千円</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 1,700千円</p> <p>減価償却費相当額 1,569千円</p> <p>支払利息相当額 180千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	7,846	3,138	4,707	合計	7,846	3,138	4,707	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>7,846</td> <td>4,707</td> <td>3,138</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,846</td> <td>4,707</td> <td>3,138</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 1,617千円</p> <p>1年超 1,809千円</p> <p>合計 3,426千円</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 1,700千円</p> <p>減価償却費相当額 1,569千円</p> <p>支払利息相当額 132千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	7,846	4,707	3,138	合計	7,846	4,707	3,138
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
工具、器具及び備品	7,846	3,138	4,707																						
合計	7,846	3,138	4,707																						
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
工具、器具及び備品	7,846	4,707	3,138																						
合計	7,846	4,707	3,138																						

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金の充及び銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	900,885	900,885	—
(2) 売掛金	355,506	355,506	—
(3) 敷金及び保証金	16,435	16,435	—
資産計	1,272,826	1,272,826	—
(4) 買掛金	33,419	33,419	—
(5) 未払金	30,946	30,946	—
(6) 未払消費税等	22,707	22,707	—
(7) 未払法人税等	96,955	96,955	—
(8) 長期借入金	12,950	12,954	4
負債計	196,978	196,982	4

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金6,950千円を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの敷金及び保証金については、貸借契約の終了に伴い、翌事業年度中での返還が予定されております。短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払消費税等、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	900,885	—	—	—
売掛金	355,506	—	—	—
敷金及び保証金	16,435	—	—	—
合計	1,272,826	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション	平成19年 第3回ストック・オプション	平成20年 第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 2名	当社の取締役 3名 当社の従業員 2名	当社の取締役 2名 当社の従業員 6名 当社の社外協力者 2名	当社の取締役 2名 当社の従業員 15名 当社の社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプション数	普通株式 1,355株	普通株式 145株	普通株式 1,000株	普通株式 147株
付与日	平成17年9月8日	平成17年11月21日	平成19年2月1日	平成20年4月23日
権利確定条件	①行使しようとする新株予約権又は新株予約権の権利者(以下「権利者」という)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないこと。但し、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りでない。 ②権利者が、付与時点で会社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても会社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左	同左	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件については、平成20年1月31日開催の株主総会及び平成20年4月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成19年9月9日～ 平成27年9月8日	同左	平成20年3月4日～ 平成28年3月3日	平成22年4月18日～ 平成30年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション	平成19年 第3回ストック・オプション	平成20年 第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	136
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	8
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	128
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,095	145	520	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	250	—	—	—
失効	220	30	—	—
未行使残	625	115	520	—

② 単価情報

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション	平成19年 第3回ストック・オプション	平成20年 第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	80,000	80,000	260,000	330,000
行使時平均株 価 (円)	—	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 (円) 単価	—	—	—	—

(注) 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的見積もり方法は類似会社比較方式とDCF方式の併用方式によっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	221,400千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	62,500千円

当事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション	平成19年 第3回ストック・オプション	平成20年 第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 2名	当社の取締役 3名 当社の従業員 2名	当社の取締役 2名 当社の従業員 6名 当社の社外協力者 2名	当社の取締役 2名 当社の従業員 15名 当社の社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプション数	普通株式 1,355株	普通株式 145株	普通株式 1,000株	普通株式 147株
付与日	平成17年9月8日	平成17年11月21日	平成19年2月1日	平成20年4月23日
権利確定条件	<p>①行使しようとする新株予約権又は新株予約権の権利者（以下「権利者」という）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないこと。但し、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りでない。</p> <p>②権利者が、付与時点で会社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても会社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左	同左	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>④その他の条件については、平成20年1月31日開催の株主総会及び平成20年4月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成19年9月9日～平成27年9月8日	同左	平成20年3月4日～平成28年3月3日	平成22年4月18日～平成30年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年		平成19年		平成20年	
	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	128
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	14
権利確定	—	—	—	—	—	114
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後						
前事業年度末 (株)	625	115	520	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	114
権利行使	75	60	—	—	—	—
失効	—	—	—	100	—	—
未行使残	550	55	420	—	—	114

② 単価情報

	平成17年		平成19年		平成20年	
	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	80,000	80,000	260,000	—	—	330,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的見積もり方法は類似会社比較方式とDCF方式の併用方式によっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	362,890千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	55,350千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年10月31日)	当事業年度 (平成22年10月31日)																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">865</td></tr> <tr><td> 税務上の収益認識額</td><td style="text-align: right;">134,925</td></tr> <tr><td> 減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">31,829</td></tr> <tr><td> 繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">14,868</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">3,151</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">185,641</td></tr> <tr><td> 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△162,188</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">23,453</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">23,453</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.6</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△58.7</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">△15.1</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	865	税務上の収益認識額	134,925	減価償却超過額	31,829	繰越欠損金	14,868	その他	3,151	繰延税金資産小計	185,641	評価性引当額	△162,188	繰延税金資産合計	23,453	繰延税金資産の純額	23,453	法定実効税率(調整)	40.7	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	住民税均等割	0.3	評価性引当額の増減	△58.7	税効果適用後の法人税等の負担率	△15.1	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">10,470</td></tr> <tr><td> 税務上の収益認識額</td><td style="text-align: right;">128,567</td></tr> <tr><td> 減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">57,272</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">7,067</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">203,378</td></tr> <tr><td> 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△99,008</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">104,370</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">104,370</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.2</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△23.9</td></tr> <tr><td>試験研究費に係る税額控除</td><td style="text-align: right;">△13.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.1</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">5.0</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	10,470	税務上の収益認識額	128,567	減価償却超過額	57,272	その他	7,067	繰延税金資産小計	203,378	評価性引当額	△99,008	繰延税金資産合計	104,370	繰延税金資産の純額	104,370	法定実効税率(調整)	40.7	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	住民税均等割	0.2	評価性引当額の増減	△23.9	試験研究費に係る税額控除	△13.1	その他	△0.1	税効果適用後の法人税等の負担率	5.0
繰延税金資産																																																															
未払事業税	865																																																														
税務上の収益認識額	134,925																																																														
減価償却超過額	31,829																																																														
繰越欠損金	14,868																																																														
その他	3,151																																																														
繰延税金資産小計	185,641																																																														
評価性引当額	△162,188																																																														
繰延税金資産合計	23,453																																																														
繰延税金資産の純額	23,453																																																														
法定実効税率(調整)	40.7																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6																																																														
住民税均等割	0.3																																																														
評価性引当額の増減	△58.7																																																														
税効果適用後の法人税等の負担率	△15.1																																																														
繰延税金資産																																																															
未払事業税	10,470																																																														
税務上の収益認識額	128,567																																																														
減価償却超過額	57,272																																																														
その他	7,067																																																														
繰延税金資産小計	203,378																																																														
評価性引当額	△99,008																																																														
繰延税金資産合計	104,370																																																														
繰延税金資産の純額	104,370																																																														
法定実効税率(調整)	40.7																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2																																																														
住民税均等割	0.2																																																														
評価性引当額の増減	△23.9																																																														
試験研究費に係る税額控除	△13.1																																																														
その他	△0.1																																																														
税効果適用後の法人税等の負担率	5.0																																																														

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
1株当たり純資産額 137,288円75銭	1株当たり純資産額 179,877円62銭
1株当たり当期純利益金額 32,245円31銭	1株当たり当期純利益金額 44,277円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)	当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)
当期純利益(千円)	175,027	250,746
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	175,027	250,746
期中平均株式数(株)	5,428	5,663
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で、下記のとおり株式分割及び単元株制度導入を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1株につき200株の割合をもって当社株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行いました。なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となりました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成23年5月1日付をもって平成23年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割した。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数 5,766株
 今回の分割により増加する株式数 1,147,434株
 株式の分割後の当社発行済株式総数 1,153,200株
 株式の分割後の発行可能株式総数 4,600,000株

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成23年5月1日付をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を4,500,000株増加させ、4,600,000株としている。

(3) 株式分割の効力発生日

平成23年5月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とした。

(2) 新設の日程

平成23年5月1日

なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

前事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)		当事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)	
1株当たり純資産額	686円44銭	1株当たり純資産額	899円39銭
1株当たり当期純利益金額	161円23銭	1株当たり当期純利益金額	221円39銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一次差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末
(平成23年4月30日)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は、60,608千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間
(自 平成22年11月1日
至 平成23年4月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	96,452千円
研究開発費	183,005千円

当第2四半期会計期間
(自 平成23年2月1日
至 平成23年4月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	48,802千円
研究開発費	99,210千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間
(自 平成22年11月1日
至 平成23年4月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成23年4月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定	997,670
現金及び現金同等物	997,670

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年4月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,766株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本金額の著しい変動
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年4月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第2四半期会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

1. ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 213株
付与日	平成23年2月11日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件については、平成23年1月28日開催の株主総会及び平成23年2月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	平成23年2月11日から 平成25年2月10日まで
権利行使期間	平成25年2月11日から 平成33年2月10日まで
権利行使価格	490,000円
付与日における公正な評価単価	—

(企業結合等関係)

当第2四半期会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年4月30日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア・ライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	
1株当たり純資産額	192,509円09銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

当第2四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額 13,718円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。	1株当たり四半期純損失金額(△) △1,627円63銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	78,825	△9,384
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	78,825	△9,384
期中平均株式数(株)	5,746	5,766
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で、下記のとおり株式分割及び単元株制度導入を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1株につき200株の割合をもって当社株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行いました。なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となりました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成23年5月1日付をもって平成23年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割した。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数 5,766株
今回の分割により増加する株式数 1,147,434株
株式の分割後の当社発行済株式総数 1,153,200株
株式の分割後の発行可能株式総数 4,600,000株

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成23年5月1日付をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を4,500,000株増加させ、4,600,000株としている。

(3) 株式分割の効力発生日

平成23年5月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とした。

(2) 新設の日程

平成23年5月1日

なお、当期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年4月30日)	
1株当たり純資産額	962円55銭

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

当第2四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)
<p>1株当たり四半期純利益金額 68円59銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	<p>1株当たり四半期純損失金額(△) △8円14銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p>

(リース取引関係)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	32,822	244	—	33,066	27,409	18,918	5,656
工具、器具及び備品	31,796	22,039	—	53,835	35,184	14,072	18,651
有形固定資産計	64,618	22,283	—	86,902	62,593	32,991	24,308
無形固定資産							
ソフトウェア	142,737	60,444	22,163	181,017	80,425	45,075	100,592
ソフトウェア仮勘定	5,147	17,248	21,510	885	—	—	885
商標権	600	—	—	600	155	60	445
無形固定資産計	148,484	77,692	43,674	182,503	80,580	45,135	101,922

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

① 工具、器具及び備品	事務機器・通信機器	増加額	12,519千円
② ソフトウェア	開発用ソフトウェア	増加額	39,918千円
	利用許諾用ソフトウェア	増加額	20,211千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	16,910	6,950	2.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	12,000	6,000	2.0	平成23年～24年
合計	28,910	12,950	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	6,000	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
本社移転費用引当金	—	13,387	—	—	13,387

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	336
預金	
普通預金	900,548
小計	900,885
合計	900,885

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
シャープ(株)	82,318
ルネサスエレクトロニクス(株)	59,148
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	53,120
パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株)	36,721
Sony Ericsson Mobile Communications AB	23,753
その他	100,443
合計	355,506

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
262,754	1,483,634	1,390,882	355,506	79.6	365 76.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
受託開発	32,350
合計	32,350

ニ. 繰延税金資産

繰延税金資産 (流動資産) は、104,370千円であり、その内容については、「(1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
アイテック阪急阪神(株)	13,740
三菱電機マイコン機器ソフトウェア(株)	8,583
図研エルミック(株)	7,669
(株)アイソルート	1,713
(株)アイ・シー・テクノロジー	1,050
その他	662
合計	33,419

ロ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
法人税	53,066
事業税	25,732
住民税	18,157
合計	96,955

ハ. 前受金

相手先	金額 (千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	174,441
NECカシオモバイルコミュニケーションズ(株)	90,071
Microsoft Corporation	14,207
シャープ(株)	9,450
富士通東芝モバイルコミュニケーションズ(株)	3,481
その他	3,638
合計	295,289

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	10月31日
株券の種類	— (注) 1.
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料	— (注) 1.
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 無料
公告の掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.morphoinc.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、平成23年6月15日開催の取締役会において、当社の発行する株式を、振替機関が定める日から、当該振替機関にて取り扱うことについて同意する決議を実施しております。よって、当社の発行する株式については、当該振替機関が定める日から振替株式となりますので、株券の種類及び株式の名義書き換えの欄については記載を省略しております。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成20年12月24日	—	—	—	平賀督基	東京都文京区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)(大株主上位10名)	100	8,000,000(80,000)(注)4.	新株予約権の権利行使
平成21年9月8日	—	—	—	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150	12,000,000(80,000)(注)4.	新株予約権の権利行使
平成21年9月11日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社ジャフコ代表取締役伊藤俊明	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	—	50	16,500,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月29日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役佐々木裕介	東京都千代田区永田町二丁目4番8号	—	50	16,500,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	モルフォ従業員持株会理事長川島俊之	東京都文京区本郷七丁目3番1号	—	30	9,900,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高尾慶二	埼玉県さいたま市西区	特別利害関係者等(当社取締役)	30	9,900,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	保志健一	神奈川県横須賀市	特別利害関係者等(当社取締役)	30	9,900,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	神戸英利	神奈川県横浜市港南区	当社従業員	20	6,600,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	能勢征児	神奈川県川崎市麻生区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	3,300,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	東浩司	東京都杉並区	当社従業員	10	3,300,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	濱博志	東京都国分寺市	当社従業員	7	2,310,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大林弘明	東京都墨田区	当社従業員	3	990,000(330,000)(注)5.	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	滝澤成温	東京都府中市	当社従業員	3	990,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	尾村有一	神奈川県藤沢市	当社従業員	3	990,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	島海仁	東京都練馬区	当社従業員	3	990,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平井義人	千葉県松戸市	当社従業員	3	990,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	OlaNordqvist	東京都渋谷区	—	3	990,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	野本京子	千葉県柏市	当社従業員	1	330,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中山卓士	神奈川県横浜市中区	当社従業員	1	330,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	千葉喜代一	神奈川県藤沢市	当社従業員	1	330,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年9月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	等々力康弘	東京都武蔵野市	当社従業員	1	330,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年10月15日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	西武しんきんキャピタルTAMAファンド2号 地域産業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 西武しんきんキャピタル株式会社 代表取締役 榊原隆	東京都中野区中野二丁目29番10号	—	50	16,500,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年10月15日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平賀督基	東京都文京区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)(大株主上位10名)	33	10,890,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年10月15日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NIFSMBC—V2006S3 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 S M B C ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 勝川恒平	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	—	31	10,230,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年10月15日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	室伏伸哉	東京都中央区	—	30	9,900,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成21年10月15日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NIFSBC-V2006S1投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 上田照章	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	—	19	6,270,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年10月30日	小長井千晶	東京都稲城市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ユーテック一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 東京大学エッジキャピタル 代表取締役社長 郷治友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	133	43,890,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成21年12月25日	—	—	—	平賀督基	東京都文京区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)(大株主上位10名)	30	2,400,000 (80,000) (注)4.	新株予約権の権利行使
平成21年12月30日	パナソニック株式会社 代表取締役社長 大坪文雄	大阪府門真市 大字門真1006番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	野村證券株式会社 執行役社長兼CEO 渡部賢一	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	特別利害関係者等(金融商品取引業者)	68	22,440,000 (330,000) (注)5.	所有者の事情による
平成22年3月12日	—	—	—	高井正美	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	105	8,400,000 (80,000) (注)4.	新株予約権の権利行使
平成22年12月21日	—	—	—	平賀督基	東京都文京区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)(大株主上位10名)	30	2,400,000 (80,000) (注)4.	新株予約権の権利行使
平成22年12月24日	—	—	—	羽深兼介	千葉県白井市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30	2,400,000 (80,000) (注)4.	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成20年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
- なお、当社は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、同施行規則第254条の規定の適用を受けず。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名

- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
- 5. 移動価格は、類似公開企業比較法による算出価格を基礎として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
- 6. 平成23年5月1日付けで、株式1株を200株に分割しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成23年2月11日	平成23年5月19日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 213株	普通株式 7,400株
発行価格	490,000円 (注) 3	2,450円 (注) 3
資本組入額	245,000円	1,225円
発行価額の総額	104,370,000円	18,130,000円
資本組入額の総額	52,185,000円	9,065,000円
発行方法	平成23年1月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成23年1月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定に基づき、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成22年10月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、類似会社比較方式とDCF方式の併用方式によって算定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

種類	第5回新株予約権	第6回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき490,000円	1株につき2,450円
行使請求期間	平成25年2月11日から 平成33年2月10日まで	平成25年5月19日から 平成33年5月18日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注) 5. 第5回新株予約権については、退職等により従業員1名1株分の権利が喪失しております。

6. 第5回新株予約権については、平成23年3月29日開催の取締役会の決議により、平成23年4月30日を基準として普通株式1株を200株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権（第5回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
保志 健一	神奈川県横須賀市	会社役員	40	19,600,000 (490,000)	特別利害関係者等 (当社の専務取締役)
高尾 慶二	埼玉県さいたま市西区	会社役員	40	19,600,000 (490,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
平賀 督基	東京都文京区	会社役員	20	9,800,000 (490,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役 社長)
大平 昌樹	東京都八王子市	会社員	8	3,920,000 (490,000)	当社の従業員
秋山 康智	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	8	3,920,000 (490,000)	当社の従業員
森広 英和	千葉県千葉市花見川区	会社員	8	3,920,000 (490,000)	当社の従業員
武藤 誠	東京都江東区	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
前田 武俊	東京都品川区	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
山本 昌	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
深澤 裕司	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
千葉 紀之	東京都世田谷区	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
ポラード 由貴子	東京都大田区	会社員	5	2,450,000 (490,000)	当社の従業員
澤井 省吾	東京都墨田区	会社員	4	1,960,000 (490,000)	当社の従業員
三浦 健	東京都豊島区	会社員	4	1,960,000 (490,000)	当社の従業員
西山 貴之	東京都練馬区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
富森 健史	東京都千代田区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
中 邦博	兵庫県伊丹市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
大林 弘明	東京都墨田区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
伊村 正博	東京都文京区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
河本 澄子	神奈川県相模原市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
中山 和洋	埼玉県川口市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
川原 夏子	東京都三鷹市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
相馬 愛	東京都文京区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
町田 舞	東京都世田谷区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
彦谷 道信	東京都日野市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
鄭 鳳龍	埼玉県川口市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
鴨志田 幸生	茨城県筑西市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
阿部 剛	埼玉県朝霞市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
高田 一樹	埼玉県富士見市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
岡本 美穂	東京都新宿区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
猪俣 哲平	東京都墨田区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
大野 良	東京都練馬区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
山谷 寛之	神奈川県横浜市緑区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
湯浅 隆史	東京都武蔵野市	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
小林 芳子	東京都中央区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
阿部 三樹	神奈川県横浜市金沢区	会社員	2	980,000 (490,000)	当社の従業員
三宅 晋介	神奈川県横浜市青葉区	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員
等々力 康弘	東京都武蔵野市	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員
野本 京子	千葉県柏市	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員
中山 卓士	神奈川県横浜市中区	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員
入海 淳	東京都新宿区	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員
千葉 喜代一	神奈川県藤沢市	会社員	1	490,000 (490,000)	当社の従業員

(注) 1. 新株予約権付与は213株行われましたが、従業員の退職等により1株が放棄されており、上記は放棄分を除いて記載しております。

2. 平成23年3月29日開催の取締役会の決議により、平成23年4月30日を基準日として普通株式1株を200株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数を記載しております。

新株予約権（第6回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
藤田 宇明	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	1,400	3,430,000 (2,450)	当社の従業員
寺井 岳見	東京都墨田区	会社員	1,000	2,450,000 (2,450)	当社の従業員
宮森 慎二	神奈川県厚木市	会社員	1,000	2,450,000 (2,450)	当社の従業員
原 隆一郎	石川県金沢市	会社員	1,000	2,450,000 (2,450)	当社の従業員
古賀 友紀	神奈川県川崎市川崎区	会社員	400	980,000 (2,450)	当社の従業員
西野 秀昭	東京都千代田区	会社員	400	980,000 (2,450)	当社の従業員
鳥原 英俊	東京都練馬区	会社員	400	980,000 (2,450)	当社の従業員
大原 正明	千葉県柏市	会社員	400	980,000 (2,450)	当社の従業員
佐藤 真希	東京都北区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
小林 理弘	東京都杉並区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
木村 一樹	東京都板橋区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
百武 暁人	東京都台東区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
平井 駿	東京都荒川区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
和田 政弘	千葉県船橋市	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員
李 筠	東京都北区	会社員	200	490,000 (2,450)	当社の従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （%）
ユーテック一号投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都文京区本郷7-3-1	301,800	21.27
平賀 督基 (注) 1,2	東京都文京区	171,600 (28,000)	12.09 (1.97)
羽深 兼介 (注) 1,6	千葉県白井市	147,000 (60,000)	10.36 (4.23)
Nokia Growth Partners II, L.P. (常任代理人 森・ 濱田松本法律事務所 弁護士 安部 健介) (注) 1	545Middlefield Road, Suite210 MenloPark, CA94025 United States (東京都千代田区丸の内2-6-1)	100,000	7.05
株式会社ドコモ・ドットコム (注) 1	東京都港区赤坂1-7-1	66,400	4.68
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ (注) 1	東京都千代田区永田町2-11-1	60,000	4.23
高井 正美 (注) 1,7	東京都世田谷区	46,000	3.24
NECカシオモバイルコミュ ニケーションズ株式会社 (注) 1	神奈川県川崎市中原区下沼部1753	38,400	2.71
染谷 謙太郎 (注) 6	神奈川県横浜市戸塚区	31,600 (30,000)	2.23 (2.11)
パナソニック株式会社 (注) 1	大阪府門真市大字門真1006	24,800	1.75
NTTファイナンス株式会社 (注) 1	東京都港区芝浦1-2-1	23,000	1.62
株式会社メガチップス (注) 1	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6	23,000	1.62
保志 健一 (注) 3	神奈川県横須賀市	21,000 (14,000)	1.48 (0.99)
高尾 慶二 (注) 3	埼玉県さいたま市西区	20,800 (14,800)	1.47 (1.04)
川島 俊之 (注) 6	千葉県船橋市	20,000 (20,000)	1.41 (1.41)
松平 史生 (注) 3	東京都墨田区	20,000 (20,000)	1.41 (1.41)
佐藤 裕輔 (注) 6	千葉県船橋市	20,000 (20,000)	1.41 (1.41)
加賀電子株式会社	東京都千代田区外神田3-12-8	15,200	1.07
ニッセイ・キャピタル3号投 資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-4-8	15,200	1.07
みずほキャピタル第2号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1-2-1	15,200	1.07
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-10-5	15,200	1.07
古沢 嘉浩	東京都江東区	14,000	0.99
野村證券株式会社 (注) 5	東京都中央区日本橋1-9-1	13,600	0.96
棚瀬 寧	東京都練馬区	10,000	0.70

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
國井 利泰 (注) 6	東京都文京区	10,000	0.70
ジャフコ・スーパーV3共有 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1-5-1	10,000	0.70
ニッセイ・キャピタル4号投 資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-4-8	10,000	0.70
西武しんきんキャピタルTAMA ファンド2号 地域産業育成 投資事業有限責任組合	東京都中野区中野2-29-10	10,000	0.70
東京中小企業投資育成株式会 社	東京都渋谷区渋谷3-29-22	7,600	0.54
東京投資育成産学連携1号投 資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷3-29-22	7,600	0.54
株式会社IMAGICA	大阪府大阪市北区同心1-8-14	7,600	0.54
三菱UFJベンチャーファン ド二号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-7-17	7,600	0.54
MUFGベンチャーキャピタル1 号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-7-17	7,600	0.54
椎野 寿樹 (注) 6	東京都台東区	7,000 (600)	0.49 (0.04)
NIFSMBC-V2006S3投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	6,200	0.44
モルフォ従業員持株会	東京都文京区本郷7-3-1	6,000	0.42
室伏 伸哉	東京都中央区	6,000	0.42
西谷 友希 (注) 6	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
能勢 征児 (注) 4	神奈川県川崎市麻生区	4,000	0.28
神戸 英利 (注) 6	神奈川県横浜市港南区	4,000	0.28
高瀬 克也 (注) 6	神奈川県川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.28 (0.28)
奥澤 考志 (注) 6	埼玉県川口市	4,000 (4,000)	0.28 (0.28)
今井 勉 (注) 6	東京都板橋区	4,000 (4,000)	0.28 (0.28)
NIFSMBC-V2006S1投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	3,800	0.27
松井 則夫 (注) 6	神奈川県横浜市都筑区	2,600 (600)	0.18 (0.04)
上原 将人 (注) 4	東京都品川区	2,000	0.14
東 浩司 (注) 6	東京都杉並区	2,000	0.14
渡辺 くり (注) 6	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
富森 健史 (注) 6	東京都千代田区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三浦 健 (注) 6	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
澤井 省吾 (注) 6	東京都墨田区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
その他59名 (注) 6,7		38,400 (32,600)	2.71 (2.30)
合計	—	1,418,800 (265,600)	100.00 (18.72)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
5. 特別利害関係者等 (金融商品取引業者)
6. 当社の従業員
7. 当社の顧問等 (社外協力者)
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。なお、当社の従業員でなくなったこと等により、権利を喪失したものについては、潜在株式所有者及び潜在株式数には含まれておりません。今後当社の従業員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式数に変動する可能性があります。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月8日

株式会社 モルフォ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォの平成21年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月8日

株式会社 モルフォ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成21年11月1日から平成22年10月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォの平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付をもって普通株式1株を200株とする株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

平成23年6月8日

株式会社 モルフォ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モルフォの平成23年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付をもって普通株式1株を200株とする株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

